

令和4年第2回設楽町議会定例会（第1日）会議録

令和4年6月3日午前9時00分、第2回設楽町議会定例会（第1日）が設楽町役場議場に招集された。

1 出席議員は次のとおりである。

- | | | |
|---------|---------|---------|
| 1 原田純子 | 2 村松純次 | 3 七原 剛 |
| 4 原田直幸 | 5 今泉吉人 | 6 金田敏行 |
| 7 金田文子 | 10 田中邦利 | 11 加藤弘文 |
| 12 山口伸彦 | | |

2 欠席議員は次のとおりである。

- 8 高森陽一郎

3 地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席したものは次のとおりである。

町長	土屋 浩	副町長	久保田美智雄
教育長	大須賀宏明		
総務課長	鈴木浩典	企画ダム対策課長	関谷 恭
津具総合支所長	佐々木智則	生活課長	村松浩文
産業課長	今泉伸康	保健福祉センター所長	後藤武司
建設課長	小川泰徳	町民課長	村松 一
財政課長	原田 誠	教育課長	遠山雅浩
出納室長	今泉 宏		

4 議会事務局出席職員名

事務局長 加藤直美

5 議事日程

日程第1 会議録署名議員の指名について

日程第2 会期の決定について

日程第3 諸般の報告

日程第4 行政報告

日程第5 一般質問

1 原田直幸議員

(1) 設楽ダム建設事業の遅延について

2 原田純子議員

(1) 地区ごとの産業の在り方について

(2) 農業を次世代に引き継ぐための方策について

3 金田文子議員

(1) 働き方の選択肢を増やすITスキルアップ援助事業

(2) 移動手段確保のため、運転手人材を大切にす協議

(3) 若年層の考えを生かし育てる施策

4 田中邦利議員

(1) 設楽ダム完成の大幅遅延について

(2) 枯葉剤の成分「2・4・5 T剤」が国有林に埋設されている問題について

5 高森陽一郎議員

(1) 設楽ダム建設費の増大と工期の大幅な遅れの発表について

(2) 議会、名倉地区懇談会で提起された①投票所の削減とその対応について②旧名倉保育園利用に関する要望について

6 村松純次議員

(1) 若者移住定住促進のための施策拡充について

(2) 事故や災害による緊急事態の対応について

日程第6 報告第8号

令和3年度設楽町一般会計繰越明許費繰越計算書について

日程第7 報告第9号

令和3年度設楽町簡易水道特別会計繰越明許費繰越計算書について

日程第8 報告第10号

令和3年度設楽町公共下水道特別会計繰越明許費繰越計算書について

日程第9 議案第39号

委託契約の締結について

日程第10 議案第40号

財産の取得契約の締結について

日程第11 議案第41号

設楽町特定公共賃貸住宅条例の一部を改正する条例について

日程第12 議案第42号

設楽町町営住宅条例の一部を改正する条例について

日程第13 議案第43号

設楽町農林業担い手支援住宅条例の一部を改正する条例について

日程第14 議案第44号

設楽町国民保護協議会条例の一部を改正する条例について

日程第15 議案第45号

令和4年度設楽町一般会計補正予算（第1号）

日程第16 議案第46号

令和4年度設楽町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

会 議 録

開会 午前9時00分

議長 皆さん、おはようございます。それでは、ただいまから会議を始めます。

本日は、皆さん「とましーな」シャツでの御出席をいただき、ありがとうございます。また、町執行部の皆さんにも御協力をいただき、ありがとうございます。

ただいまの出席議員は、10名です。定足数に達しておりますので、令和4年第2回設楽町議会定例会第1日を開会します。

なお、高森議員から体調不良による欠席届が出ておりますので、受理していることを報告させていただきます。

議長 これから、本日の会議を開きます。

本定例会の議会運営並びに、本日の議事日程を、議会運営委員長より報告を願います。

10 田中 令和4年第2回定例会第1日の運営について、5月24日に議会運営委員会を開催し、審査しましたので、その結果を報告します。

日程第1、日程第2は従来どおりです。

日程第3、諸般の報告は、議長より、例月出納検査結果、議員派遣の報告、陳情書等の取扱いについての報告があります。

日程第4、行政報告は町長より報告があります。

日程第5、一般質問は本日5名が一般質問を行います。質問は受付順で、質問時間は答弁を含めて50分以内であります。御協力をよろしくお願い致します。

本日提案されている案件は、町長提出11件です。

一括上程する議案は、日程第6、報告第8号から、日程第8、報告第10号までと、日程第11、議案第41号から、日程第13、議案第43号までと、日程第15、議案第45号から、日程第16、議案第46号までです。そのほかは、順次1件ごとに上程します。

日程第9、議案第39号、及び日程第10、議案第40号につきましては、本日採決をお願いします。

詳細は、お手元に配付の議案等審議一覧のとおりです。

以上です。

議長 ただいま、議会運営委員長から報告のありました日程で、議事を進めてまいりますので、よろしくお願い致します。

議長 日程第1 「会議録署名議員の指名について」を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第 127 条の規定によって、7 番金田文子君、及び 10 番田中邦利君を指名します。よろしくお願いいたします。

議長 日程第 2 「会期の決定について」を議題とします。

本定例会の会期は、本日から 6 月 21 日までの 19 日間としたいと思いません。御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。会期は 19 日間と決定しました。

議長 日程第 3 「諸般の報告」を行います。

議長として、例月出納検査結果、議員派遣及び陳情の取扱いについてを報告をします。

初めに、監査委員より地方自治法第 235 条の 2 第 3 項の規定により例月出納検査の結果について、令和 4 年 5 月実施分の結果報告が出ております。事務局で保管をしておりますので、必要な方は閲覧をお願いいたします。

次に、議員派遣について、会議規則 129 条第 1 項ただし書きの規定により、議員派遣を別紙のとおり報告します。

次に、陳情書の取扱いについて、お手元の議事日程にとじ込みで配付してありますとおり、陳情 12 件と要望・要請 1 件を受理しております。議会運営委員会にお諮りした結果、陳情受理番号 6 と陳情受理番号 8 から 10 を総務建設委員会に付託し、陳情受理番号 11 を文教厚生委員会に付託し、陳情受理番号 2 から受理番号 5、陳情受理番号 7、陳情受理番号 12 から 13 及び要請受理番号 2 は議長預かりとすることに決定しました。

以上で諸般の報告を終わります。

議長 日程第 4 「行政報告」を行います。町長から、行政報告の申出がありましたので、これを許します。

町長 おはようございます。

本日、議員各位におかれましては、公私とも大変御多用のところ、6 月議会定例会初日の開催に当りまして、御参集をいただき、誠にありがとうございます。昨年の 6 月議会は、緊急事態宣言発令中ということで、一般質問は中止ということでありました。

このところ、全国的には、新型コロナウイルス感染症の新規感染者は減少傾向の中にありますけれども、これもワクチンの接種が進んできた成果ではないかと思っております。政府は、マスク不要の指針も出しておます。行動制限も緩んできているようではありますが、油断は禁物でありますので、今後も感染状況に留意しながら、皆さんと行動していきたいと思っておりますのでよろしくお願いします。

なお、ワクチンの4回目接種については、60歳以上の方と、18歳以上の基礎疾患をお持ちの方を対象に、7月になりましたら接種を開始するよう、現在、準備を進めているところであります。

それでは、行政報告をさせていただきます。

最初に、新型コロナウイルス感染者の発生についてを報告します。

5月31日に清嶺保育園の園児1名と名倉保育園の園児2名の感染が確認されました。保健所と連携し、園児の園生活の聞き取りを行い、感染拡大を防ぐため、清嶺保育園は6月6日月曜日まで、名倉保育園は6月7日火曜日まで、休園することといたしました。設楽町の保育園での休園は、初めてのことであります。保護者の方々には御迷惑をおかけいたしますが、御理解と御協力をお願いしたいと思っております。

なお、昨日までに濃厚接触者の検査をしてきた中で、他の園児や家族の感染が数名確認されておりますので、慎重に対応を進めてまいりたいと思っております。

次に、設楽ダムに関連し、報告いたします。

皆さん御存じのことと思えますけれども、本年5月17日に中部地方整備局ダム事業費等監理委員会、及びその部会において、設楽ダム建設事業について、工期の8年間延長及び総事業費を増額することが示されました。

具体的には、工期は令和8年度から令和16年度へ、総事業費は2,400億円から3,200億円となりました。この公表を受け、議会の皆さんと一緒に5月20日に中部地方整備局長へ、特に主要国県道の早期整備・開通を要望してまいりました。また、下流市と共に、水源町といたしまして、5月31日に中部地方整備局長、6月1日に国土交通省へ要望をしたところであります。

併せて、設楽町の将来に関することでもありますので、町民の皆さんにしっかり説明をするように、国に要請してまいります。

設楽ダム建設事業の詳細につきましては、今日、一般質問も何名か出ておりますし、この後、議会終了後に議会全員協議会を開催をする予定でありますので、いろんな思いがありますけれども、その折にお話をさせていただきますので、よろしく願いいたします。

本日は、6名の議員による一般質問に続き、繰越計算書に係る報告3件、委託契約の締結1件、財産取得契約の締結1件、条例改正4件、補正予算2件を上程させていただきました。慎重審議の上、適切な議決を賜りますようお願い申し上げます。

以上、議会定例会初日の審議に先立ちまして、行政報告とさせていただきます。よろしく申し上げます。

議長 「行政報告」は終わりました。

議長 日程第5「一般質問」を行います。

質問は、受付順とし、質問時間は答弁を含めて50分以内といたします。通告順位5番、議席番号8番、高森陽一郎君から一般質問の通告がありました。本日欠席届が提出されておりますので、会議規則第61条第4項の規定に基づきまして、高森陽一郎君の一般質問は行いません。

それでは、初めに4番原田直幸君の質問を許します。

4原田(直) おはようございます。4番原田直幸です。通告に従い質問をさせていただきます。

私の質問は、設楽ダム建設工事の遅延についてでありますけれども、この6月議会の一般質問は、当初、山村都市交流施設の建設に対する町の考え方について質問しようと思っておりました。それは、8月の東三河広域連合議会で交流施設のことを一般質問しようと思っていたからであります。そこに急に、設楽ダム工事の完成が遅れるという話が出てきましたので、交流施設の話聞いても対応に困るのではないかという思いから、遅延に対する町の考えを問おうということで、この質問になりました。町当局も、急な話で全てのことに対応ができていないと理解しますので、現時点で考えていることや、分かっていることを答弁していただければと思いますので、よろしく申し上げます。

それでは、質問に入ります。

町民の皆さんも、町内至るところで行われている設楽ダムの建設工事に関心が強く、ダムはいつ完成するのとよく聞かれます。私は、国や県、町は令和8年度までに完成すると言っているけど、実際これから造るトンネルや橋の数等が多く、令和6年度までに付替道路全てが完成しないとダム本体の試験湛水ができないので、いつまで伸びるか分からないけど、令和8年度の完成は無理じゃないのかなという話をしてきました。

そんな中、去る3月の設楽ダム対策特別委員会の中で、真鍋設楽ダム工事事務所長が、詳細な地質調査を行ったところ、ダム本体の岩盤掘削量が

増加したこと、法面の滑り止め対策工が 11 か所必要になったこと、働き方改革による工期の延長が予想されることなど、ダム建設工事に対する事業費や事業工期などの精査を行っていると話されました。

また、土屋町長も、去る 5 月 10 日の臨時議会の冒頭の行政報告で、設楽ダム建設工事の完成予定について話されました。それは、熊本県の川辺川ダムのダム本体の完成までに 9 年かかる予定で、川辺川ダムの 1.2 倍の大きさの設楽ダムはもう少し時間がかかるのではないかとということでありました。また、5 月 17 日には、国土交通省中部地方整備局において、設楽ダム事業を精査するダム事業費等監理委員会が開催されることも報告されました。

5 月 17 日に行われたダム事業費等監理委員会の設楽ダム建設事業部会では、ダム本体の岩盤量の増加や、地滑り対策等による事業費や事業量の精査が行われ、事業費が 2,400 億円から 3,200 億円に、ダム工事の完成が令和 8 年度から令和 16 年度になるよう示されました。

設楽町としては、国の計画の令和 8 年度の設楽ダム完成に合わせて、いろいろな計画を建て、事業を遂行しようとしてきましたが、計画の大幅な変更を余儀なくされることになると思います。

そこで、特に町民生活の利便性向上や町の振興策に大きな影響を与えると思われる県道設楽根羽線や国道 257 号の付替道路の整備、愛知県や設楽町が実施している水源地域整備事業や水源地域振興事業、町が計画している小水力発電事業やダム湖周辺整備事業等の、ダム本体完成の遅延に対する町の考えや対応策等について聞きたいと思います。

1 つ目として、付替県道の設楽根羽線、国道 257 号、県道瀬戸設楽線は、ダム本体の遅延に関係なく、当初言っていた試験湛水が始められる令和 6 年度末までに最低でも開通させる必要があると思いますが、町はどのような対応を行い、ダム本体よりも付替道路の早期完成を願っている町民に対してどう伝えていきますか。私も、土屋町長と山口議長と共に、中部地方整備局長へ、先月、付替道路の早期開通を要望してまいりましたので、事情はよく理解していますが、改めてそこら辺の話をしていただければと思います。

2 つ目として、建設工事の遅れにより、建設業などの仕事が継続的に行われ、それに携わる人たちの流入も続くと思われませんが、その点をどう捉えて、どう振興策につなげていこうとしているのでしょうか。

3 つ目として、ダム建設が遅れることにより、水源地域整備計画——水特事業、水源地域振興計画——基金事業の変更はどのようなのでしょうか。また、計画自体も当然ダム完成時まで延長されると理解しますが、どうで

しょうか。

4つ目として、水特事業等の遅れも予想される中、愛知県は今までの設楽ダム対策特別委員会等の答弁の中で、設楽ダム関連事業も令和8年度までに完成させると言っていましたが、ダム本体の遅れに合わせて関連事業の完成が遅れても良いとの判断が出てくるのではないかと心配しますが、どうでしょうか。

5つ目として、今年度計画策定を予定している後期総合計画への影響はどうか。特に、小水力発電事業やダム湖周辺整備事業等、設楽ダムの完成に関連した事業計画の大幅な見直しが必要となってくるとは思います。どうでしょうか。また、今年度に小水力発電事業やダム湖周辺整備事業の予算を計上していますが、それはどうなるのでしょうか。

6つ目として、東三河広域連合で建設予定をしている山村都市交流施設については、どのような対応になっていくのでしょうか。

最後に、2の所で少し聞きましたけれども、8年間延びることによって町全体への波及もかなりあると思います。これをどう捉え、活性化につなげていくつもりなのか、現時点での考えを聞いて、1回目の質問とさせていただきます。

企画ダム対策課長 それでは、原田直幸議員の御質問の「設楽ダム建設事業の遅延について」答弁させていただきます。

まず1点目、付替道路の県道設楽根羽線国道257号、県道瀬戸設楽線についてであります。

これらの主要な付替道路につきましては、今回の工期の延長にかかわらず、これまでの令和8年度のダム完成までに開通・整備をするよう要望してまいります。工期が延びたことにより、従前の計画付替で開通させる必要はなくなったのかもしれませんが、町民の生活道路であるこれらの道路の改良を、ダム計画により長い間待たされてきた町民としましては、これらの道路の改良を先延ばしにするのではなく、一刻も早く付替道路を開通させるよう、引き続き強く要望してまいります。また、これらの道路のうち、生活に必要な区間は、部分的にでも安全性や利便性の確保を前提に、早期に一部暫定供用していただけるよう要望してまいります。

「町民に、どう伝えていくか」については、後ほど町長からお答えさせていただきます。

続きまして、2点目の、建設工事の遅れにより建設業などの仕事が継続的に行われ、それに携わる人たちの流入も続くと思われるが、その点をどう捉え、どう振興策につなげていくか、であります。

ダム建設事業の事業期間が延びるということは、ダム建設に従事する人

たちが、町内で飲食・物品の購入などの消費活動を行う期間も延びるということでもありますので、町としましては、これを町内の消費拡大の好機、ビジネスチャンスと捉えるべきであると考えております。ダム工事事業者に購入してもらうには、何が必要か、店舗を知ってもらうにはどうするかなど、事業者や商工会、また、国・県と共に検討してまいります。

建設業事業者の流入に伴い、一時的にでも町内に居住できるようにすることも必要と考えます。例えば、今後、本体工事の本格化に伴いダム工事従事者の増加も見込まれますので、空き地、空き家の利用促進と共に、官民間問わず、集合的な住宅建設の検討も必要と考えております。住居の確保は、ダム従事者に限ったことでなく、移住定住施策にも必要なことから、その方策は、町の職員だけでなく、国、県、そして民間の知恵を借りながら、従来の考え方に捉われず、見出しをまいりたいと考えております。

続いて3点目、水源地域整備計画、及び、水源地域振興計画の変更についてであります。

水源地域整備計画や水源地域振興計画に基づく事業は、ダム湖周辺施設の整備など、ダム本体工事の進捗に合わせて進める事業がありますので、今後の計画検討や精査の状況にもよりますが、ダム完成時まで延長される場合もあり得ると考えております。これらの変更は、県が取りまとめを行っておりまして、前回の変更——平成32年から平成38年への変更の時なのなのでありますが、終期の1年半前から検討を始めていて、このことを参考にしますと、令和6年頃から計画の見直し作業を行うのではと推測しております。

計画の変更が必要となった場合には、県関連事業の進捗に影響を及ぼさないよう、国や下流市などの関係機関とも調整を図り、適切な時期に適切に対応していただくよう、申入れをしていきます。

次に、4点目の、関連事業の工期に関する県の認識であります。

県では、道路改良工事等の関連事業を鋭意進めておりますけれども、これらはダム工期延伸の影響を受けるものとは考えにくいので、県がこれまで言っているとおり、令和8年度完成に向けて着実に工事を進めていくと考えています。しかしながら、用地交渉の難航なども聞き及んでおりますので、進捗がはかばかしくない工区も中にはあるように見受けられますので、付替道路同様、一刻も早い完了を、引き続き強く要望してまいります。

5点目の、町の各種計画への影響についてであります。

まず、第2次設楽町総合計画への影響はどうかであります。本年度、中間見直しをしており、現在、総合計画審議会の委員の御意見をお聴きした上で、事務レベルで見直し作業を行っているところです。今後、町民の

皆さんへの御意見を伺いながら、本年度中に計画の見直しを完了させることとしております。

総合計画のダム関連では、「設楽ダム建設に伴う周辺整備や湖面利用についての計画を策定する」と、具体的検討を進めることが記載されております。総合計画本文ですけれども、町の基本的な方向性を定めたものであり、詳細な計画、内容、年度までの記載はございません。よって、ダム建設事業の事業期間が延伸されても大きく影響を受けるものではありませんが、総合計画に付随する計画や事業について、影響があると考えております。

次に小水力発電事業についてです。

小水力発電は、ダムが完成しないと発電ができませんので、事業開始の時期は令和16年度と確実に遅れます。事業開始が8年遅れると事業の収益性や事業を取り巻く社会情勢も変わりますので、各種法手続きが可能となる令和9年頃、今から約5年後には、改めてどのように事業を実施していくか判断する必要が生じることになると考えております。ただ、発電規模によって、発電所用地の必要な面積が変わるおそれもありますし、維持放流水を採る管の太さが変わるかもしれません。これらのことは、ダム本体の設計への影響やダム本体工事の都合上、早急に決めなければならないこともあると考えられますので、今後、国の工事スケジュールなどを踏まえ、本年度、発電施設の設計をどこまで進めるのか、又は予算執行を取りやめるのか早急に判断してまいります。

次に、ダム湖周辺整備の予算計上についてであります。

現在、主に八橋、川向、大名倉の3つの公園と、ダム下流の寒狭川沿い、旧田口線の活用について、マーケティング調査などを実施しながら計画の策定作業を進めております。今年度は、これらに「道の駅したら」周辺の整備——県有林・旧西山団地や国森林管理事務所貯木場跡地なども加え、引き続き計画の策定を進める予定で、本年度、予定どおり執行してまいります。

いずれにしましても、これらの事業を含め、設楽ダムに関連した事業計画につきましては、早急にダム事業の工程と擦り合わせを行い、見直しを行ってまいります。

6点目の、「東三河広域連合で建設予定の山村都市交流拠点施設については、どのような対応になっていくのか」であります。

山村都市交流拠点施設の整備につきましては、令和8年度の完成を目指してきたところですが、設楽ダム事業の事業期間延伸を受け、スケジュールの見直しが必要となりました。東三河広域連合としても、今後については、国や県と十分に連携を取り、ダム本体工事や付替道路等の関連工事の

工程と調整を図りながら、整備スケジュールを再設定していくということ聞いております。

最後の、7点目につきましては、町長から答弁させていただきたいと思っております。よろしく申し上げます。

町長 それでは、私のほうから答弁をさせていただきます。

まず、①の、町民に伝えていくかというところでありまして、付替道路の早期開通につきましては、先ほど、議員も御指摘がありましたが、5月20日に中部地方整備局長のほうに要望活動を行ってまいりました。また、下流市と共に、水源町として5月31日に中部地方整備局、6月1日に国土交通省へ要望してまいりました。町民の皆様には、今回の状況を伝える場をしっかりと設けてまいりますので、国のほうからしっかりと説明をしていただき、ダム完成年度が8年延長しても、付替道路の完成が8年延びないように、国・県に強く要望してまいりたいと思っております。

6月1日に国土交通省のほうにも陳情に行ってまいりましたが、その折に、国土交通省水管理国土保全局長のほうから、付替道路ということですので、ダム本体の工事とは切り離して、しっかりと責任を持って令和8年度を目指して、進めていくということをお願いいたしましたので、令和8年度までには、ある程度の形になるのではないかと考えております。

次に、小水力発電ですけれども、13日の全員協議会でも少し触れましたけれども、県からは、カーボンニュートラルであるとか、SDGsを進めていく上で、設楽ダムの水力発電能力を、できるだけ無駄なく活用したいとの申入れがあります。この点につきましても、県と協議した上で、総合的に判断してまいりたいと思っております。今、計画されているのが、現時点での売電価格であったりというところを基に計算をしておりますので、延びるということで、今後しっかりと状況を見極めた上で進めなくてはならないと思っておりますので、状況をしっかりと精査した上で進めてまいりたいと思っております。

次に、ダム湖周辺整備でありますけれども、ダム建設事業の期間が延びましても、ダム完成前にできるところもあると思っております。計画の策定は予定どおり進めていくわけでありまして、その中で、社会情勢、今はすごい早い社会情勢の変化がありますので、今考えていることが果たして今から12年後に合っているのかというところは、しっかりと見て精査した上で、このダム湖周辺整備も進めてまいりたいと思っております。ただ、ダム湖ができる前にできる周辺整備もありますので、それについては、今年度からしっかりと取り組んでまいりたいと思っております。

最後に、今回の計画変更についての考え方を総括させていただきます。

この計画変更でありますけれども、設楽町にとっては約 50 年間という長いダムの問題がずっと続いてきて、今に至っております。そこには、多くの住民の皆さんの御理解と御協力を得た上で今があると思っています。そして、とりわけこのダム事業のために、ふるさとを無くされて移転された皆さんのことを思うと、正直なところ、この計画の変更について、「はい、そうですか」というわけにはまいりませんが、一方で、現場の条件や社会情勢を鑑み、国が十分に精査をした結果でありますので、そこについては一定の理解をしようと思っています。

予算も 800 億円増えるということでもありますので、町の振興のチャンスでもあると捉えております。現時点で 400 人から 500 人の方が工事関係者としてこの町に来ていただいている状況だと伺っております。今後も、もっともっと増えていくわけでもありますので、先ほどもありましたけれども、住宅の整備なども考える中で、住民の皆さんそれぞれにチャンスであるというところは認識をしていただきたい、理解をしていただきたいと思っておりますので。様々な場面でそんな話はしたいなと思っております。

先日、商工会の若い青年部の皆さんとお話をする機会をいただきました。8 年延びることにつきましては、残念だという思いは伝えさせていただきましたけれども、一方で、皆さんが将来を考えるときに、今から人がたくさん来るというチャンスの中にもあるということはお伝えさせていただきました。若い皆さんは結構いろんなことを考えてみえて、私は、いいな、と思ってお伺いをしてまいりました。今後、住民懇談会を開催していきますので、そういう話をその中でお話をさせていただきたいと思っています。

あと、ダムを受けた振興ということでもありますけれども、私も、町執行部、そして議員の皆さん、また、国、県の皆さんとしっかりと情報を共有する中で、住民の皆さんと共に一緒に考えてまいりたいと思っています。よろしく申し上げます。

- 4 原田(直) まず、1 点目の、付替道路の整備についてであります。今町長のお答えにもありましたけれども、令和 8 年というお話でした。それは答弁として分からないわけではありませんけれども、私が思うには、付替道路の遅れは工事の遅れの理由にはなっていないと。それから、お金も潤沢にダム本体と合わせてついてくるということになると思います。工事の工程をしっかり組めば、各路線ごとの完成時期は明確に出せるのではないかと思います。これから町長が住民懇談会等に行かれるときに、ある程度国土交通省から明確な答えをもらって、設楽根羽線はいつに完成するのだと、国道 257 は川向から上のバイパスについては別問題ですけれども、付替道

路の部分についてはいつだよ、瀬戸設楽線についてはいつだよということで、その辺の答えをしっかりと持っていかれたほうが、要らんお節介かもしませんが、住民に対して説明がしやすいと思いますけど、その辺のお考えはどうかお聞きしたいと思います。

町長 ありがとうございます。おっしゃるとおりだと思っております。国、県としっかりと話をした上で、ある程度明確な期日をもってお話をしたいと思っております。

4 原田(直) それと、愛知県、先ほど企画ダム対策課長の答弁だと、令和8年度までに終わらせるという話で、愛知県とよく詰めていない状況だなと理解をしているのですけれども。そうやって今まで約束をしてきたことなのですけど、現実的にかなり無理な路線もあると。先ほど言ったように、257号の川向坂なんて、とてもどう考えても令和8年までには終わらないだろうと私自身は思っています。そこら辺も踏まえて、愛知県ともう一度工期などを設定して、先ほど言いましたように、道路事業についても、県は予算の付きようが違うという可能性がありますけど、その辺の事も詰めていったほうがいいのではないかと思いますけど、その辺のお考えはどうか、改めて聞きたいと思います。

企画ダム対策課長 県道とか道路の遅れにつきましては、皆さんが思っているとおおり、令和8年度には難しいのかなと感じていると思います。私のほうでも、県の道路整備につきましては、これまでどおり令和8年度で進めていくと言っておりますので、その実現に向けてしっかりと検討、スケジュールを合わせて確認をしていきたいと思っております。先ほど議員が言われましたとおおり、いつ頃までにできるのか、スケジュールをしっかりと把握して、今後進めていきたいと思っておりますので、よろしく願います。

4 原田(直) 小水力発電事業についてであります。ダムが完成しないと発電ができない、それはそのとおおりだと思います。で、売電価格だとかの部分を含めてもう1回見直しをしないといけなくなると思うのですけど、今までやったお金は、町がお金をもらって多少はやっていますけど、そこら辺の事もありますので、1回、国とその辺の補償も含めて、前にも言いましたけど、行政需要費なども含めてしっかりと交渉をしていただきたいなと思います。これは、要望です。

もう1点、山村都市交流拠点施設についてです。今まで課長の答弁だと、下流の都市や愛知県、国と相談をしてやっていくと。そのとおおりだと理解するのですけれども、ダム本体工事が始まって、土が埋まるのと完成までには、かなりタイムラグがあるように思っています。6万から7万平方メートルくらいの平らができるわけですよ、そうすると、その交流拠点施

設ができるまでの間、有効活用しないともったいないと思います。で、通告とは離れてしまうかもしれませんが、あの前にある山が、かなりダムを見るのに邪魔になると、周辺整備事業の。どういう形でもいいので、鉄塔が邪魔になって平らにできないような事を聞きますので、木だけでも切ってダム本体を見えるようにするとか、その辺の工夫をするような努力を、町有林で買っていただいても私はいいと思いますけど、その辺の考えをお聞きしたいと思います。

町長 議員がおっしゃるとおりで、今まで様々な計画を立ててくるときにお金を使ってやっています。いただいている部分もあるのですが、その辺も併せて、これから国と交渉をしまいたいと思っています。山村都市交流拠点施設につきましては、早く埋まってしまうということがありますので、その後、工事に影響がないということ、そして道路整備がきちんと整うということが条件でありますけれども、そういう時点が見えたときには完成時にこだわらずに計画を立ててもいいのかなという考えは持っておりますので、有効的に活用していきたいと。見えるようにということについては、今後また検討させていただきます。

4 原田(直) いろいろ質問をさせていただきましたけれども、8年延びるといえるのは、さっき町長が言われましたように、逆にチャンスの部分も多分にあると思います。その辺、私たちもしっかり提案をしながら町の発展のために頑張っていきたいと思っておりますのでよろしくお願ひしたいと思ひます。以上で質問を終わります。

議長 これで、原田直幸君の質問を終わります。

議長 次に、1番原田純子君の質問を許します。

1 原田(純) 1番原田純子です。議長さんのお許しをいただきましたので、事前に通告いたしましたとおり、一括で質問をいたします。

地域の産業と農業について取り上げます。

「昨年、田圃を5反歩増やしたものの、収益は一昨年と同程度であった」とお聞きしたことが、この質問に至るきっかけでした。素人同然の者が、にわか仕込みの表面的な知識を得て、農業という歴史に培われた生業への質問をさせていただく事自体、議員の役割とはいえ、大それた事であり、何度も止めようと思ひ、打ちのめされ、未熟さを思ひ知らされることの日々でありながら、それでも質問に踏み切らせたものは、思ひを込めて来し方、行く末を語ってくださった住民の方々と、拙い質問に真摯に対応していただいた役場の職員の方々の貴重な手間と時間を無駄にすることはできない

と思うに至った次第です。

質問を前に悩ましく思ったのは、山間地域の幾つもの課題が網の目のように連なり重なり合っていて、同時並行的に幾つもの課題に対応することが求められていること、しかも、当然のことながら、国際情勢や政府の方針、政策が大きな比重で係ることを考えると、質問自体が無意味に思われ、果たしてどんな質問をしたらいいのか、全く分からなくなりました。

そんな状況から浮かび上がったものは、皆様から伺ったことを基に、等身大の自分が思った事、考えた事、受け入れた事を、未熟さと率直な心で表現することであろうということでした。

質問に移ります。

地区別耕作面積、ほかに取りまとめられたデータとは数値が若干異なる場合もありますが、田口地区の田畑の合計 223 ヘクタール、津具地区 284 ヘクタール、清嶺地区 246 ヘクタール、名倉地区 381 ヘクタールとなっています。トマトハウスや水田が広がる津具や名倉は農業地帯であると分かりますが、田口地区と清嶺地区の耕作面積の意外な広さを知りました。

①設楽町内 4 地区の田畑の登記面積は、現在耕作されている面積ですか。そうでなければ、現在耕作されている面積と不耕作地の面積は、およそどのような比率になっていますか。分かる範囲でお答えください。

②およそ 274 平方キロメートルの面積を持ち、気候、風土も異なる設楽町 4 地区の特徴を表すとすれば、どんなフレーズによる表現がふさわしいでしょうか。4 地区と言っても大きな区分であり、一括りでは無理があると承知していますので、もう少し細分化してお答えいただけたらと思います。

③例えば、田口は木材の集積地として賑わったと聞きます。その後、北設楽郡の行政の中心としての機能を負ってきた田口ですが、官公庁の縮小、企業の撤退などで、昼食だけでやっていけた飲食店も厳しい状況です。例えば、名倉と似ていると思っていた津具地区の歴史、風土、文化、産業と名倉のそれとは随分異なるものであると知りました。そのように地域で産業の在り方も異なります。田口、津具、清嶺、名倉それぞれの地域がどんな産業で生きられるのか、その可能性と展望をお聞かせください。

次に、いかにして農業を次世代に引き継ぐことができるかが、今後の 1 つの課題だと思われまます。

令和 3 年の米価下落は全国の米農家を直撃しました。新型コロナウイルスの影響による業務米の消費減少、人口減少、米離れによる消費の減少、豊作、ウルグアイラウンド農業合意による米輸入の恒常化などで、余剰米が増えました。1970 年から 2017 年まで実施された減反政策が 2018 年に廃

止されましたが、米価下落が続けば減反政策の復活も可能性としてありますし、あるいは減反政策がなかったとしても、このままいけば高齢化による廃業は見えています。ところが、その一方で、ウクライナ紛争、気候変動、買占め、新型コロナウイルスなどの影響で、原油をはじめとした物価の高騰と、食糧危機の文字がマスコミにもものぼり、時代はいよいよ混沌とした様相を呈しています。

食料安全保障という考え方があります。令和3年度の日本の食物自給率はカロリーベースで37%、穀物自給率は僅か27%、種子の90%は輸入に頼っています。アメリカもフランスもイタリアも食物自給率は100%以上です。経済のグローバル化と共に、一方で国内で完結できる、もっと言えば地域で完結できる経済のシステムも大切であることが、新型コロナウイルスの影響下やウクライナ紛争から学んだ事でもあります。

設楽町では、各担当の職員の皆様をはじめ、地域の皆様が個々に設楽の良さを発信されています。生き方が多様になり、地方の生活に関心を寄せる方が増えているのは、御承知のとおりです。

④新規就農者が農業に従事するために幾つもの補助金制度がありますが、初期投資にはさらに大きな費用がかかります。どのような段階を踏めば無理なく就農できるのでしょうか。

⑤農林業新規就農者に対する研修制度があります。津具地区では、教員住宅と町営住宅としてあったものを、平成25年に大幅に改築して、農林業担い手支援住宅として生まれ変わり、今に至っています。

卵が先か、鶏が先か。受け入れ態勢を整えるのが先か、農業をやりたい人が現れるのが先か。どちらの選択肢も立場によってむべなるかなと思います。しかし、名倉に農林業担い手支援住宅を造っていただきたいという農業従事者からの切なる要望を複数の方からいただいています。今ならまだ、現場の受け入れ側の指導者はいらっしゃいますが、高齢化の波は非情です。農林業担い手支援住宅に対してどのような方策が考えられるのかをお伺いいたします。

特定地域づくり事業協同組合が、来年の早い時期に始動予定と聞いています。人材派遣組合として無期雇用で、派遣される側も通年、収入が見込まれるということのようですので、町外からの人材の受皿として、町内の方にとってはずっとここにおられる手段になり得る可能性があり、季節ごとに人材不足を補える可能性を秘めたこの事業に期待を寄せています。

以上で質問を終わります。

産業課長 産業課からお答えします。まず、農地の面積は登記面積でありまして、田畑の耕作面積ではありません。全体が1,134ヘクタールに対し、遊

休——荒廃した農地面積、いわゆる不耕作地は、200ヘクタールですので、耕作面積の割合は、82.3%となります。

次に、②ということで、どんなフレーズによる表現がふさわしいか、という御質問ですが。設楽町の第5次総合計画、2001年から2005年で、表現した事例がございましたので、それを参考にし、表現させていただきたいと思えます。

田口地区は、国・県をはじめ、各種行政機関や商店などが集中していますので、それを踏まえまして「したらシンボルゾーン」といったフレーズをその当時言っておりました。

清嶺地区につきましては、歴史の里、田峯城や裏谷原生林など観光資源や、田峯田楽や、三都橋参候祭などといった伝統的な文化財に恵まれており、「自然伝統文化交流ゾーン」といったフレーズにしておりました。

津具地区は、町の農業の中心的な役割を果たす地域であり、交流施設として道の駅グリーンパークがあり、キャンプ施設等が充実していますので、「自然ふれあい交流ゾーン」といったフレーズになっております。

最後に、名倉地区は、町の農業の中心的な役割を果たす地域であり、交流施設とし、道の駅アグリステーションなぐらがありますので、「田園型交流ゾーン」といったフレーズといった感じでどうでしょうか、という答えなのですが。

現行の設楽町総合計画では、次の5つの基本的な考え方としています。

設楽町で継続した暮らしを実現する——地域の魅力化、交通体系の整備。

設楽町で働きたい方の希望を実現する——農業、森林資源の活用、ソーシャルビジネスによる雇用の創出。

設楽町で暮らしたい方の希望を実現する——移住希望者への支援。

設楽町での子育て希望を実現する——結婚支援、サポート体制の充実、環境整備、学習支援、田口高校への応援。

設楽町に訪れた方の満足を実現する——魅力や認知度のアップ、体験型観光の強化。などといったものを掲げております。

次に、③のほうですが、歴史、風土などにより、それぞれの地域で居住する方々の考え方の違いがあるのは、当然の話だと思えます。

設楽町としては、国の方針を準拠し、補助金などを利用し、農業振興地域に対しては、ほ場整備など農地整備を実施し、農業振興を展開してきました。名倉地区をはじめ、コメ文化に対して、持続できる可能な施策を行っています。近年では、農地があっても担い手がいないといった課題などを解消するため、新規就農者に対しては、力を入れているところです。

また、商工観光では、3つの道の駅を中心に、ドライバーの休憩場所だ

けではなく、産業振興の場としてのイメージを定着させ、第一次産業では、農林業・畜産業・水産業を営む町内生産者の出荷、第二次産業では、地元食材を使った加工品の製造、第三次産業では、地域製品の販売やレジャー施設の経営といった形で進めていき、同時にダム周辺整備を生かした体験型観光など、大胆な施策を講じていくことが今後必要だと考えています。しかし、課題も多くあり、生産者の高齢化や後継者不足により、生産体制が確保できなくなることも懸念されています。法改正などにより加工品の製造出荷のハードルが高くなることなど、道の駅があっても売るのがないといった事態に陥るおそれもないわけではありません。

設楽町の生産力は減退を避けて通れないが、それぞれの地域の特色を生かし、地域の課題をひとつひとつ解決していくしかないと考えています。

次に農業を次世代に引き継ぐための方策、①です。

設楽町では、農業経営基盤強化促進法に基づき、農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想を策定しており、新規就農者が5年後に目指すべき所得目標を250万円としています。所得目標に基づき、水稻とトマトの就農の5年後をイメージした一例を説明します。

水稻で、就農から5年後の水稻の経営規模を10ヘクタールとした場合、10アール当たり、主用米503キロ、酒米410キロ、加工用米503キロを収穫することができます。

主用米500アールに対して503キロの米を生産し、収入で得られるのが566万。酒米が300アールで410キロを生産いたしまして418万。加工用米で200アールに対して503キロを生産いたしまして266万という形で、農業収入といたしましては、加工用米を対象とする経営所得安定対策等交付金が40万円支給されるというものもありますので、含めて、農業収入といたしましては1,250万円ということになります。それに対し、経費としては、苗代、肥料代など、約988万円がかかってきます。ですので、農業収入と経費を差し引きしますと、所得として残るのは、このケースですと、262万円という形になります。

次に、トマトの一例です。就農から5年後のトマト、大玉の経営規模を15アールとした場合、10アール当たりの収穫量は12トン。キログラム当たりの販売単価を330円と見込みを立てた場合、594万円が農業収入となります。そして、経費としては、苗代、肥料などで約339万円がかかりますので、差し引きしますと、255万円となります。

これは、一例ということになります。

原田議員の御質問のとおり、何も用意されていない状態で、新規で就農していくには、設備投資をする上で多額な資金が必要となります。就農並

びに営農を展開し、黒字化するための障害とはなっております。最近のケースでは、新規就農者が経営移譲された施設をそのまま受け継ぎ始められるケースがあり、初期投資が比較的抑えられている印象があります。就農直後は、やはり経営が不安定で、無理が生じやすい段階だと考えており、町といたしましても、国や県、町の補助金で支えていくと共に、愛知県の農業改良普及課や愛知東農協と連携し、今後も経費の安いパターンで経営委譲を考えられている農家さんと新規就農者さんの橋渡しを支援していくなど、少ない初期投資で就農できる新規就農者をサポートする体制を継続していきたいと考えています。

最後に、担い手支援住宅に対してですが、担い手支援住宅は津具に3棟ありまして、中町裏、野向の2棟が現在埋まっており、残り、上古町が1棟空いております。この住宅は、1室、月家賃20,000円となっております、担い手住宅ですので、入居期間の原則は2年間の制度で考えられていますが、次の担い手が入居することがなければ、継続して入ることも可能となっております。実際、トマト農家を順調な経営にするには、話を聞くと5年～7年かかるケースが多いと言われております。

名倉地区に担い手支援住宅が必要という御意見がございましたので、その施策的なことを考えていきますと、新たに担い手住宅を造ることも検討する1つとなると思いますが、名倉地区には民間集合住宅もあり、その住宅家賃に対し助成する制度や、空き家への移住を考えた準備金助成制度など、新たに住宅を造らない形も選択肢の1つとして考えて検討していきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

以上です。

- 1 原田(純) 先ほどの、それぞれの4地区にどんなフレーズがふさわしいか、という質問をしましたのは、フレーズそのものが問題ではなく、そのことに対して、ただ単に言葉として挙げているのではなく、その方向性を、今現在実現されているかどうか、第5次総合計画の時の言葉とおっしゃったので、そのことをお伺いしたいと思います。

産業課長 産業と言われても、幅広い分野がありまして、総合計画ということで企画側になるかと思うのですが、どのくらいの進捗ができて、どれだけ成果があったかというのは、目標設定をして、その目標への達成度という形で、毎年、課内が企画に上げて達成度を評価しているという形はありますが、原田議員が言われる成果という物がどういうものかという部分がありますので、役場としては、そういった目標に対しての達成度がどうだったかという評価はしております。

- 1 原田(純) 新規就農者住宅に対して、民間の住宅を補助するとか、いろいろ

考えていただけるということですので、どうかよろしくお願ひします。それと、新規就農者に対する、さらなる支援ということもおっしゃっていただけましたので、そのところも、どうかよろしくお願ひいたします。

最後になりますが、設楽でもこんな在り方があってもいいのかな、と思ったことがありましたので、それを申し上げて終わります。

ロシアでは、都市に暮らす人々が郊外に菜園付きの小さな家を持って、そこで思い思いに野菜や花を育てながら週末を過ごします。それをダーチャと呼びますが、ダーチャの起源は11世紀に遡るといわれています。ソビエト連邦末期やロシア共和国初期に、ハイパーインフレーションなどで経済が疲弊しきっていた時、ロシアの人々を救ったのはダーチャの存在であったと言われていいます。

日本でも自給自足を求める人々が増えています。現在の農地法では農地の売買は難しいですが、借地であれば週末を菜園で過ごすことも可能であり、移住へのハードルの高さを考えると、設楽でもそんな在り方があっていいのかなと考えます。

それと、すみません、議長、町長さんにも一言いただけたらと思います。
町長 地域ごとの産業の在り方ということでありまして、言われるように農業を主にして移住をしていただくということは、津具のほうでは結構進んでいると思っています。いろんな考え方がありまして、例えば、清嶺地区であったり名倉地区は、通勤ということも可能な地域だと思っています。例えば、清嶺地区は新城にも通える、また清嶺の豊田に寄ったほうは豊田に。昔、下山にテストコースができるときに、あそこに住んでいただいていたという話もあったくらいでありますので。名倉も豊田のほうに通ってみえる方もみえますし、そういった考え方も持ち合わせておりますけれども、こうして、農業で移住をしていただけるのは、大変ありがたいなと思ひますし、力を入れていきたいなと思ひています。

補助をどうするかという話ですけれども、私は、農業の分野は、設楽町はかなりしっかりした補助制度を持っていると思ひしております。併せて、子育ての支援であったり、いろいろなしっかりした制度を設楽町は持っておりますので、トータルで設楽町の良いところをきちんと見ていただいた上で移住をしていただきたい。これ以上何かをするということではなく、トータルで見ていただきたいなと思ひしております。うちの町、PRということがうまくありませんので、今後PRというところもしっかりと力を入れて、うちが持っている素晴らしい制度を世間にPRができればなと思ひしておりますので、そういった形で進めてまいりたいと思ひしております。よろしくお願ひします。

1 原田(純) これで、質問を終わります。

議長 これで、原田純子君の質問を終わります。

お諮りします。休憩をとりたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。それでは、10時25分まで休憩といたします。

休憩 午前10時15分

再開 午後10時26分

議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。次に、7番金田文子君の質問を許します。

7 金田 7番金田文子です。通告に従い質問をいたします。

議員の仕事は、政策の評価、言い換えれば税金の使い方が適正なのかを検証することが第一義とされてきました。さらに近年は、議員の政策提案も重要視され、職員の方々と知恵を出し合うようになっています。

本日は、提案を3ついたしました。現状と課題を共有できるよう質問をいたします。通告しましたのは、1、働き方の選択肢を増やすITスキルアップ援助事業。2、移動手段確保のため、運転手人材を大切にす協議。3、若年層の考えを生かし育てる施策、の3点です。

少子高齢化の課題は、私たち町民の幸せな暮らしを支えることに深い影を落とし、人材不足が深刻な問題になりつつあります。外から人を呼ぶことに重きが置かれがちですが、その前に、今、ここに住み続けようとしている人たちが、わくわく、にこにこ、生き生きして生活できるように生活基盤を整えることが大事です。

初めに、リモートワーカーとして働けるスキルを獲得できる援助事業を実施されるよう、提案します。

社会情勢の変化でリモートワークも働き方の1つとして認知されました。情報技術——IT人材の需要は今後ますます増え、デジタル機器を使いこなすスキルがあれば働き方の選択肢が広がります。リモートワーカーとして働くことができます。特に女性にとっては、自立した個として自己実現できる町であることが、定住を可能にする条件ですから、中山間地に住んでいても子育てしながらでも働けるリモートワーカーは、魅力ある選択肢です。既にある民間企業が、町内の女性をリモートワーカーとして採用している事例があり、自分の成長を実感しながら楽しく働いていると聞いています。

そこで、田舎で暮らせる仕事のスキルを身につけることを目的にしたITスキルアップの講習会を実施してはいかがでしょうか。ちょうどタイミ

ング良く、拠点となるワーケーション設備が愛知県により奥三河総合センターに設置されており、公共施設管理協会が譲り受けています。設楽町としては拠点整備費用をかけず有効活用ができます。また、社会の要請があるので、講習会を運営する委託先になる企業もどんどん現れています。容易に実施できる事業だと考えられます。

この提案について町当局はどのように受け止めていただけますか。

次に、バスの運転手さんたち、現場の声を聴いて、運転手人材を大切に
する姿勢をもっと明らかにされたらいかがでしょうかということです。

もちろん、予約バスや福祉タクシーの運行など、移動手段の確保のために工夫を凝らし続けてきてくださっていることにはとても感謝しています。

過日の北海道知床沖の観光船沈没事故を受けて、全国の自治体のバス路線の運営についても点検が要請されました。設楽町営バスは、民間会社に運営を委託し運転手さんを派遣してもらっていますので、委託会社による点検の内容を把握しているものと推察します。委託会社による点検の内容を受け止めて、町営バス運営の問題点の把握と改善についてどのような認識をしているのかお聞きします。これが①点目です。

運行を支えている現場の派遣社員運転手さんはほとんど地元の方です。労働現場の実態はどうでしょうか。高齢化していること、空のバスを早朝5時半から走らせていること、法改正により運転間隔時間を長くする必要が生じてくることなど、現場の意見を聞いて協議が必要な事項が多々発生しているのではないかと推察します。

2点目は、現場の運転手さんたちの意見に耳を傾け、町営バスの安全な運行や持続性を担保するための協議はされているのかをお聞きします。

3点目は、福祉タクシーの持続性を担保する準備についてです。

福祉タクシーの運営も事業者の高齢化の問題が懸念されます。事業者さんの撤退が、近い将来起こるのではないかと心配する声も耳にします。今の事業者さんに引き受けてもらえないことが現実になってからでは遅いので、引き受ける住民組織などの準備を支援する必要があると推察しますが、現状はどうなっていますか。

最後に、若年層の考えを生かし育てる方法・手段を考え、施策を講じよと声を大にして提言します。

子どもたちは、まちの希望であり、未来です。私は議員としての重要なテーマとして、若年層の考えを生かし育てることを度々提案してきました。

例えば、子ども議会を開いて町のことを考えてもらいましょうよということ。あるいは、総合的な学習の成果の発表には、町として取り組むに値する内容が多々ありましたから、予算を付けて挑戦する機会を創ってはど

うか、などです。実現可能性が十分あっても、全く動かないことに行政の怠慢を感じています。子どもたちをひとりの人格として認めていないのか、学校という枠のなかだけで捉えていてよいのか、私から見れば、見識の甘さを露呈していると言わざるを得ません。「子どもの権利」についてもっと学んで行政運営をしていただきたい。

ふるさとでの挑戦や愛着形成を大人になってから求めたところで、ごく一部の方しか対応できません。若年層の時代から、サポートを受けながら、計画・実行・評価・次のアクションを繰り返し経験し、小さな成功体験を積んでいけば、ふるさとへの理解も愛着も深まります。成人して広い世界で活躍するようになって、ふるさと設楽をいつも気にかける大人に育ってくれます。

今年度は、総合計画審議会が招集され、計画の見直しが行われます。ここで再度要求します。「みんなが主役のまちづくり」なので、若年層の皆さんが、意見や提案を出しやすい仕組みを創った上でしっかり聞き取ること、具体的な小さな提案を事業化して経験できる機会をつくること、総合計画策定のための単発な聞き取りでなく、毎年継続して行うこと。町長公約は住民の皆さんの声をしっかり聞くことですね。若年層の声を聴いて事業化する施策をやるかやらないか、町長にお答えいただきたいです。

子どもらは町の希望であり未来であるという考えは共有できると信じて疑いません。

以上、1回目の質問を終わります。

企画ダム対策課長 それでは、1番目の「働き方の選択肢を増やす(特に女性の)ITスキルアップを援助する事業を実施せよ」について、お答えさせていただきます。

近年、IT技術の進歩やコロナの影響もあり、働き方、生活様式も変わってきており、WEB会議、リモートワークで仕事をする方やワーケーション——旅先で仕事をする方などが増え、インターネットがつながる環境であれば、自宅でも全国どこでも仕事ができるようになっています。

町内のIT環境の動向は、昨年度、北設情報ネットワークの通信環境の改善が図られ、利便性が高まり、奥三河総合センターにおいて、県の実証実験の段階ではありましたが、ワーケーション設備が設置されるなど、新しい動きが出てきました。県からは、今年度も昨年同様にできるよう検討していると聞いております。

今、金田文子議員からは、設楽町でもリモートワークで仕事をされている方がいるとのことであり、町内のIT環境も整備されてきましたので、今後、リモートワーカーが増えていくことに期待しますし、支援もできれ

ばと考えております。

「講習会事業を実施してはどうか」との御質問ですけれども、可能であると回答させていただきます。ただ、現在、その手法を持ち合わせておりません。IT全般、基礎的なことであればITの普及活動として、例えば、教育委員会の生涯教育の講座の中で対応できるのかなと考えますが、金田議員の提案されている、ダブルワーク、ITスキルアップのための講習会については、勉強不足で申し訳ございませんが、どのような仕事、仕事の種類があって、町内の女性の方がどのような仕事をしたいのか、又は資格を取りたいのか、などの見当がついておりません。まずは、金田議員のお知り合いの方に話を聞くことから始めて、仕事の内容などを把握したいと考えております。

奥三河総合センターのワーケーション設備を利用して、WEBデザイナー講座などの開催と思えばありますけれども、実際にこの仕事をした女性もいて、仕事はあるのかなど、今後、調査、検討が必要と考えております。女性の方が生き生きと暮らしていることは、とても魅力的なまちだと思いますので、ニーズ調査等を行い、内容が具体化できれば手段に応じた予算化は可能と思っています。

以上です。

生活課長 では、生活課から町営バスについて回答をさせていただきます。

議員も言われておりますとおり、町営バスの運転手は、日本総合サービス株式会社に労働者派遣契約に基づき派遣してもらっています。この契約は、バスの運行時間に合わせて勤務できる職員を派遣してもらうもので、派遣してもらう職員は、当然ですがバスを運転できる免許を持った者で、安全かつ正確にバスの運転をできる者を派遣してもらっております。

町営バスの問題点の把握と改善ということですが、「北海道の観光船事故を受けて点検内容の把握」と言われておりますので、バスが安全に運行されているかに関する質問かと推測しまして、安全面について回答させていただきます。

現在バス運転手は14名いまして、年齢は73歳から48歳までで、60歳以上の方が11人と高齢となっております。しかし、国からの指導もありますように、一律年齢で就労できないと判断してはいけないということになっております。総合サービスでは指導員がいまして、その者が定期的にバスに同乗し、その運転手が安全に運転できる状態であるかどうかを確認しております。また、バスの運行前と運行後には、アルコールやその日の体調などを確認するために、役場に連絡をもらう体制を取っております。

空のバスを早朝に走らせている事につきましては、バスは、乗り継ぎを

良くするために運行時間を決めております。例えば、新城市民病院に行くなど、田口から新城行きのバスに乗り継ぐためには、朝早くの時間設定も必要となります。

法改正による運行間隔の件につきましては、その勤務条件に該当するのは稲武線ですが、総合サービスに確認したところ、稲武線で勤務した者は、翌日勤務しない体制を既に取りっており、改正内容にも対応できているとの回答を得ております。

総合サービスとの協議につきましては、総合サービスには、問題があればいつでも相談協議する旨伝えてありますので、その都度協議の場を持ち、少しでも町営バスの運行が良くなるよう改善に努めていきたいと考えております。

以上でございます。

町民課長 それでは、町民移動手段確保のためについての3番目の御質問です。「福祉タクシーの持続性を担保する準備について問う」ということについて、町民課からお答えさせていただきます。

金田文子議員がここで言われます福祉タクシーですが、福祉移送サービスの事と思いますので、簡単に説明してからお答えさせていただきます。

福祉移送サービスは、現在シルバー人材センターに事業委託しております。町内で福祉移送サービスを行っているのはシルバー人材センターのみとなっております。また、福祉移送サービスの対象者の方がタクシーを利用した場合、利用者負担が高額になるため、シルバーを利用した金額と同額になるよう、差額分をタクシー事業者に対して補助金を支払っております。

今回の御質問は、このタクシー事業者の事を示しているものとしてお答えさせていただきます。このタクシー事業者が、何かしらの理由でタクシー運行ができなくなった場合ですが、冒頭で触れましたが、シルバー人材センターが行っています福祉移送サービスがありますので、事業の持続性としては確保されているものと考えております。しかし、タクシー事業者を利用する方のほうが多いですので、そのタクシー事業者が運行できなくなった場合、シルバー人材センターでカバーできるかどうかの問題は残るかと思っております。このように、現在はタクシー事業者に代わる住民組織の立ち上げへの支援は、具体的に行っていないのが現状であります。

参考までに、令和2年度のそれぞれの利用者の実績を申し上げますと、タクシー事業者を利用された方が、延べ529名、シルバー人材センターを利用された方が、延べ224名となっております。

今後、福祉移送サービスなどを新たに行いたいなどの相談があれば、手

続きに係るアドバイスや事業への支援は、その都度、対応と検討をさせていただきます。

町民課からは以上です。

企画ダム対策課長 それでは、私のほうから、「若年層の考えを生かし育てる・方法・手段を考え、施策を講じよ」について、回答をさせていただきます。後ほど、町長にお答えということでしたのでよろしく願いいたします。

このことについては、過去に「子ども会議の開催」・「総合的な学習の成果に予算を付けて挑戦する機会を設けること」など御提案をいただき、担当課、町長から回答をさせていただいているところであります。

まず、総合計画につきましては、中間見直しを進め、現時点では、企画員会議や総合計画審議会を開催し、現状の課題分析や町民の方の意見聴取を検討しているところであります。総合計画では、「みんなが主役の全員協働のまちづくり」を行動指針に掲げ、「みんな」には、設楽町の子どもたちも含まれ、行政だけでなく、全ての住民や事業者全てが、まちづくりに参画していくことこそが、将来を見据えた持続可能な町づくりにつながるものと考えております。

町としても、子どもたちは、町の希望、未来であると考え、若者が町に愛着を持つためには、子どものころから体験・経験、さらに町の事を考える機会が必要だと思っておりますし、町の将来のためには、若者の意見を取り入れることは、欠かせないことと考えております。

今回の御質問については、総合計画というよりも、町の各種の計画づくりに対する町の考え、体制づくりとして回答させていただきます。

1点目、「若年層が意見・提案をしやすくした上でしっかり聞き取ること」であります。町としましては、総合計画に限らず、各種計画策定において、住民の皆様から意見をいただきながら、計画へ反映させております。これまでは、世帯主の方の意見を聞くことが多く、今後、幅広い世代の方から意見を聞くこと、特に若年層の意見を聞くことが必要と考えておりますので、若年層に対しても、分かりやすい手段・内容で、伝えるようにしてまいります。

2点目の、「具体的な小さな提案を事業化して経験できる機会をつくること」であります。地域の方たちとの関りの中で、地域の暮らしの中にある様々なことを、子どもたちも共有し、子どもたちがアイデアを出せるような体制づくり・まちづくりができればと考えております。

次に、受け取った提案を町はどう対応するかが鍵となるのでは、と考えております。まずは、受け取った課で判断するわけですがけれども、その情報を庁内で共有すれば、いろいろな視点から見ることになって、事業化に

結びつくことができるのではと考えております。将来的には、アイデアだけでなく、まちづくりのプレーヤーとなっていただけるような人材に育ていただければと思います。具体化した事業が決まれば予算化していきたいと考えております。

3点目の「総合計画のための単発でなく毎年継続して行うこと」であります。

現在、町の各種計画は、毎年P D C Aサイクルを実施し、事業の進捗、目標数値の達成状況などについて確認をしながら計画を進めています。各種計画を進める中で、必要に応じ定期的な開催が実施できればと考えます。

以上です。

町長 では、私のほうからお答えさせていただきます。

まず、最初にI Tのスキルアップということでもあります。これから必ず必要になってくるものだと思っておりますので、行政といたしましても体制の整備はきちんと整えてまいりたいと思っております。講習会などもぜひ検討をして開催したいなと思っております。ただ、今年度からG I G Aスクール構想ということで、環境の整備を少し図ったわけではありますが、また少し不具合ということでもあります。大変御迷惑をかけているわけではありますが、今N T Tのほうで、早くということで調査をしておりますので早急に改善をして。それをどう使われるのかというのは、住民の皆さんそれぞれにお考えをいただければいいと思っております。それに対して環境の整備であるとか、こういった方法があるかについては行政のほうでしっかりと責任を持って対応をしてみたいと思っております。

次に、移動手段のことでもあります。移動手段、そういった声をたくさん聞きますので、私もいろんな事を調査をしたりしているわけでもあります。1つ、町民課のほうで昨年度の事業として、無償でいろいろな所へ、どこでも新城でも行けますよと御案内をしたわけではありますが、正直にはっきり言いますと、御利用を申し出られる方はいませんでした。実証実験ということでもありますので、こちらのほうで、どんな事でも結構ですとお願いをしてやったという状況の中にあります。

福祉移送サービスについては、今課長が申し上げたとおりであります。将来については少し検討する必要があるかと思っております。

バス路線も併せてであります。今うちの町には民間事業者の方、民間のバスも走らせていただいています。その中で、田口から新城に抜けるバスがありますけれども、15人を切ると県の補助が無くなるということになっています。今はコロナということで大丈夫ということもありますが、ぎりぎりということも聞いていますし、将来を見たときに15人を切ってしまう

ということも想定の中に入れなくてははいけませんので、担当課には、うちの町にとってどういった方法でこれから運営をしていくのがいいのかということ、一度きちんと精査をしてくださいと言ってありますので。簡単な話ではありませんので、時間を要するのかもしれませんが、将来に備えるということは検討していきたいと思っています。

最後に、若年層の考えを、ということでもあります。議員のおっしゃるとおり、私の公約は、住民の皆さんと様々な場面でお話をしたいと思っています。まず、小中学校については、子ども議会というような形がいいのか、形にこだわるわけではありませんけれども、町長になったときに投げかけをさせていただきました。教育委員会を通じて、ぜひ開催をしたいということで投げかけをさせていただいているところですが、まだ学校側からお返事をいただいておりますので、私はどんな形でもやりたいなと思っています。

これで、6月議会が終わった後に住民との懇談会を開催する運びとしておりますけれども、そうではなくて、いろいろな場面で、いろいろな皆さんとお話をしたいと思っています。先ほども、ちょっと申しあげましたけれども、先日商工会の青年部の皆さんにお招きをいただきましたので、そういった機会を通じていろいろな方とお話をしたいと思っています。役場の中で住民の皆さんが参画される機会がたくさんありますので、その中で、堅苦しい話ではなくて、どんな話でもいいのでお話をする機会を作ってくださいということは、それぞれの担当課に申し上げてありますので。ぜひ、そういった機会を通じてお話をさせていただければと思っていますのでよろしくお願いします。

7 金田(文) どの課の方も前向きな御答弁をいただいたと理解しました。私は、あえて実現可能なことだけを今回提案しました。大きな話もちろん大事なのですが、今ここにいる人材そのものを大事にしなければ将来はないと考えていますので、人について具体的にお声を聞いたこと、あるいは、感じてきたことについて言いました。

再質問させていただきます。ITのスキルアップのことにつきましては、パソコンの起動の仕方とか、そんな初歩的なことは役場でやる必要がないと思います。もし、その要望があったとしても、やってこなかったのは手遅れで、そんなことをしている場合ではないと思います。働けるくらいのスキルを身につけるため。ですから、スマホでどんどん様々なことを情報を取り入れたり、経済活動に使っていたりする人、パソコンでもう少しスキルを上げたいなと思っているような人を対象と考えます。

設楽町だと、今までそんなことをしてもらったことがないので、どんな

ことか分からないという方もいらっしゃると思うので、内容を細かく研究していただかないと実現できないと思います。

先ほど、課長さんは勉強不足でよく分からないとおっしゃいましたが、公共施設管理協会の事務局の方々とお話しはされましたか。どうでしょうか。

企画ダム対策課長 公共施設管理協会とは、今回、ワーケーション設備が整ったということで、どんな状況だと聞き取りをしまして、こうでした、ということも聞いておりますし、今後も続けていきたいと聞いております。

7 金田(文) それに対して、町は具体的にどのように対応をしようとするかということについては、早急に調べて勉強をしていただかないといけないと思います。資料もまた提供いたします。成功事例はいくつかあります。離島とか、小さな自治体とか。どこも、主に移住者を呼び込むためにやっているのですけれども、その前にうちの町の人たち、女性と今回は特に書きましたが、女性に限らず、人との接触が苦手だなというような方、なかなか外に働きに行けないような方を含めてです。

それから、公共施設管理協会の方も前向きに考えていらっしゃるようです。今まで、ADSLだったのを光に変えようとしていらっしゃるというので、ぜひ具体的に相談をしていただき、事業の実施主体が公共施設管理協会にやっていただいても全然問題ないと思います。全部を忙しい企画課がやる必要はないと思います。実は、すぐ隣の町でも住民の意見で既に取り組んでおられます。つまり、あちこちで、とっとと取り組んでいますので、まだ分からないと言っている段階ではないと思うので、至急調べていただいて、公共施設管理協会のよく企画を立てられる職員の方々とよく話し合っていたいただきたいと思います。つい先日、公共施設管理協会の方々は、県の方々と懇談をして相談をしていらっしゃると思います。

これは至急やってくださいということで、前向きに取り組んでいただけるということをお願いしたいと思います。

それから、調べるということについても、課長は忙しいので、課長ではない人に調べてもらえばいいと思いますので、どんどん進めて、早く話し合いをしていただきたいと思います。公共施設管理協会にとっても、例えば、冬季のお客さんが少ない時期にお客さんを確保する手段にもなって、決して損な事ではないと思います。

それから、町内についても、町内の人に限らず、移住経験のお試しということで、よその町では古民家を改修したり、新たに施設を作ったりして、泊まる所や滞在するところを作ってお金がかかっています。でも、うちはそのお金の必要がないので早急をお願いいたします。

では、最終的に確認ですが、いつ、どの担当部局が公共施設管理協会と話し合われるのか教えてください。

企画ダム対策課長 それにつきましては、早急とお答えしていますので、なるべく早く検討をしていきたいと思っております。まずは、担当課、企画ダム対策課で公共施設管理協会と話しをさせていただいて、その上で各課とも庁内で話し合っ進めていきたいと思っております。まず、話し合いは6月中には公共施設管理協会に行きたいと思っております。

以上です。

7 金田(文) ありがとうございます。申し添えます。愛知県のITの総合政策の推進官の方からも、ヒアリングに伺ったところ、なんなりと御相談くださいというお答えをいただいていますので、どんどん相談しましょう、ということ申し添えます。ありがとうございました。

では、2番目の運転手さんの事について伺います。

さすが、民間会社とのやりとりはきちんとできているということをお話いただきましたので、安心いたしました。私は、豊橋鉄道さんとの、新城へ向かう基幹バスの事については、ちょっと問題が大きいのでここでは取り上げていなくて、いわゆる町営バスで、先ほどの委託会社が運営をしていてくれる所の範囲についてだけお聞きします。

接続が大事というお言葉がありまして、新城の例が出たのですが、稲武線の事でお聞きするのですが、なぜ、5時半の運転をしているのか。何の接続を狙っているのか。稲武で待ち時間が大分あると思います。例えば冬場の早朝にそんなに待ち時間をたっぷり取って接続を気にしている必要があるのか、そこをちょっと教えてください。

生活課長 今言われました、稲武線の接続について回答をさせていただきます。まず、5時半の稲武のバスは、稲武のどんぐりの道の駅を6時20分に出発をして、田口に7時3分に到着し、新城行きの豊鉄バス、7時22分に乗り継ぐためにこの時間を設定しております。稲武までバスを届けられないことには、稲武のどんぐりの駅から発車できませんので、バスを回送することもできるのですが、どうせ同じ区間を走らせるならば、人が乗れるように配慮しております。

以上でございます。

7 金田(文) 分かりました。こちらの接続を重視しているということですね。分かりました。

それでは、冬季の早朝の運転というのは、特にこの冬は雪も多かったですし、滑って危なかったこともあると思いますので、冬季の安全については運転手さんたちの不安を払拭していただくようお願いします。

関連して、交通空白地帯の沖駒地区に広域農道が開通し、非常にアクセスが良くなりましたが、広域農道をバスを走らせるお考えがあるのかどうか、お聞かせください。

企画ダム対策課長 バス路線につきましては、新しい道も開通したこともあります。議員がおっしゃられたように、沖駒地区には通常バスが走っていませんが、道路交通が良くなりましたので、今後訪れる方が増えるかもしれません。そういったことも含めまして、町の会議等の中、また、他市町村との公共交通協議会に諮りながら検討を進めてまいりたいと思っております。

7 金田(文) 沖駒地区がなぜ空白地帯なのかを担当の方にお聞きしたところ、以前、バス路線を組むときに沖駒地区は要りませんと御希望がなかったということで、組んでいなかったとお聞きしましたが、現在は、地元の方が必要としているかしていないか、私はまだお聞きしていませんが、麻野間園芸さんとか竹内牧場さんは、非常に外部からの流入人口について寄与するようなことをどんどんやってくさっているんで、外部から来た人の足ということも考えて、御検討の際にはお願いしたいなと思います。

以上、申し添えます。

では最後に、NPOの動きの把握はどうでしょうか。今、シルバーが受皿にあるよということちょっと安心したのですが、よその町でNPOでやっていこうかという話が検討されていて、設楽町の方でも、そのNPOの方から学んでいるという方の話を聞いたことがあります。そういった町内の方で、地域で動かさなければいけないと考えていらっしゃる方の把握はなさっているのでしょうか。

町民課長 NPO関係ですが、今、ここで誰がということは申し上げることはできませんが、NPOを立ち上げて、福祉移送サービスをやりたいというような話は聞いております。先月末、日にちは忘れましたが、その方と話す機会がありまして、どういう意向でどういうことをやりたいのか、意向のほうは確認させていただいております。ただ、行う場合でも、企画のほうでやっております公共交通の活性化協議会のほうに図る必要もありますし、町内にある民間のタクシー会社2社の御理解もいただかなければいけませんので、今現在のところ、すぐにできるのかどうか何とも言えないところがありますが、状況としては、聞き取りをした結果、把握はしております。

以上です。

7 金田(文) 今、課長さんがおっしゃったとおりですが、既存の事業者さんがおられるのに、しゃしゃり出るという意味ではなくて、その方々が御病氣

であったり高齢だということを見越して、突然引き継ぐことはできないから、少しずつ準備をされたいという、非常にありがたいお考えのようですので、こういう壁があるのでだめ、というこれまでのようなことではなくて、この2年間、3年、5年の間にちゃんと引き継ぎができるような支援の仕方をぜひお願いしておきたいと思います。

最後に、町長も全部にわたって丁寧に答弁をしていただき、ありがとうございました。それから、企画課長さんも、めちゃくちゃたくさん仕事が覆いかぶさっていて非常に大変だということはよく理解しております。やはり、理想ではあるけどできないのだなということを言っていると、設楽町は持続性が担保できないと思います。私も含め、団塊世代が元気なので、一見高齢者の人たちが意見をすごくしっかり言ってくれるように思いますが、では、いざ実践となると、どれだけできるかなということは、体力的にも知的能力的にも、科学的なデータで明らかなように心配な面がありますので、ぜひ、小・中・高校生がまだこの町に住んでいる時代に経験できるような施策を具体的によろしくお願いします。

以上、お願いと確認をしまして、質問を終わります。

議長 これで、金田文子君の質問を終わります。

議長 次に、10番田中邦利君の質問を許します。

10 田中 設楽ダム完成の大幅遅延について質問します。せつかくの議会ですので、政治的な話で迫りたいと思います。

第1問。国交省中部地整は、設楽ダムの完成時期が8年遅れる見通しを明らかにしました。岩盤掘削量の増加や工事用道路の地滑り対策など新たな工事が必要になったことが主な理由と言い、事業費は約800億円増としました。

土砂運搬路の延伸で4年3か月、本体掘削延伸と左岸頂部掘削追加で5年、本体打設で2年弱の工期延長は、主に地質と地盤のもろさから起因しています。地質と地盤のもろさは市民団体やこの議会でも迫及してきたことです。「ダムサイトは断層がはしり、地盤がもろい」、「大規模な地滑り、深層崩壊が起こる危険性がある」と。しかし、事業者である国交省は、岩盤は固く、大丈夫だと言って、まともに取り合わずに今日まできました。今頃になって、ダム基盤をさらに深く掘る必要が出てきたとか、大規模な崖崩れ対策が必要になってきたとか、何を今更です。前言を翻す説明を平然と行うのは腹立たしいです。

いずれにしても、ダム建設予定地は建設に不適地だったことが証明

されているのです。そんな所でダムを強行すれば、ダム予算に巨費を投入しなければならなくなることも指摘されてきたとおりです。

工事期間が倍になり、800億円もの積み増しが必要になっても何の謝罪もなく、誰一人責任を取るのでもなく、事業が平然と続けられる世界がどこにあるのかと言いたい。

令和8年度からさらに8年延長することになったダム事業の大幅遅延について町長はこれを認めるのですか、伺いたい。

一問一答形式で質問をしますので、以後は質問席で質問させていただきます。よろしくお願いします。

町長 それでは、田中さんの質問にお答えしたいと思います。先ほど、原田議員の質問の中でもお答えしましたが、このダム事業、申入れから約50年という長い期間を経て今があると思っております。多くの皆さんが苦慮され、努力をされてきた結果が今だと捉えております。

このダム事業でありますけれども、おっしゃるとおり、多くの皆さんの御理解と御協力を得た上で今に至っています。とりわけ、水没をされるということで、ふるさとを無くされた皆さんの思いを考えますときに、「はい、そうですか」というわけにはまいりません、まいりませんが、今回の変更は、物価変動や働き方改革、また、社会的な要因、そして実質調査の結果、詳細設計をした結果、8年延伸ということでありまして。そこについては一定の理解をしているということでありまして。

10 田中 令和8年からさらに8年ということになれば、先ほどから言われているように社会経済情勢も変わってきています。町長がダム湖を見るには後3期やらなければならない。ここにいる議員もみんな高齢化して、12年先のまちづくりのことなど見通せません。過去にも6年延長した経緯があり、大概にしろというふうに思いませんか。設楽町はダム事業者の添え物ではありません。町長は一見物腰が柔らかく見えますが、実は大変厳しい政治姿勢を持っていると私は見ております。これから、先ほど来の課題、道路整備や施設整備で話題になりましたけれども、そうした問題で厳しい交渉をしようとするならば、町長はもっと怒ってもいいではありませんか。

町長 元来私は大変気が短くて、すぐにかつとなるわけですけれども、私もこの立場になりましたので、しっかりと考えて発言をしたいと思っておりますのでよろしくお願いします。

8年延びますので、この間、中部地整、国交省、財務省のほうにも行ってまいりましたけれども、まず、おっしゃられるように道路整備につきましては、延びても令和8年を目途にやっていただきたいと要望をしてまいりました。そこについては、強く要望をしてまいりたいと思っております。それ

と、先ほど議員がおっしゃられるとおり、これから3期やるなんて、今の時点では考えておりませんが、次の世代の人にしっかりと引き継いでいけるような体制だけは作っていききたいなと思っています。また、12年後がどうなっているかというのは、大変重要なところでもありますので、これから先、町づくりを考える上では時代にしっかり合っているということには主眼を置いてやっていきたいと思っております。その点につきましても、中部地方整備局、また国交省に要望をしまいであります。

- 10 田中 2問目です。12年後の東三河は人口も減り、東三河広域連合が示した人口推計によりますと、現在既にピーク時を過ぎて減少が続いており、平成28年の工事着手時は75万人であったものが、令和16年は68万人へと減少する予測です。したがって水需要も減っています。ダムはますます不要となるわけです。東三河の水需要は現況施設で供給可能だと思います。それから、治水については、下流の堤防強化で十分だといえるのではないのでしょうか。この際、建設は中止されるべきだと思いますが、町長いかが考えますか。

町長 設楽ダム事業というのは、東三河一帯全体のものとして解釈をしております。今、東三河は1つ、という言葉がありますがけれども、その中で、その目的としては、今おっしゃられるとおり、洪水の調整、流水の正常な機能の維持、かんがい、水道であります。人口が減るということで、水が要らないのではないかとありますけれども、先般から報道がされておりますように、明治用水の所を見ますと、水道ということではなく、農業であったり、工業であったりというところで水というのが大変重要な物だという認識を皆さん新たにされたことだと私は思っております。この東三河地域の農業の産出額は、都道府県を合わせても全国で21番目だそうであります。工業につきましても、製造品の出荷額では都道府県を入れても18番目だということでもあります。東三河がこれからまた発展をしていくために、水というのはこれからも重要なものであるという認識がありますので、そういう解釈をしております。

- 10 田中 水は大切なのですが、じゃぶじゃぶに水を供給することはやらないほうがいいと思います。そのためいろいろなものが犠牲になっていくわけです。お金もたくさん要ります。

私、改めて思うのですがけれども、このダムサイトのすぐ上流のダム湖左岸の斜面には、大規模な地滑り地塊——塊があつて、これが滑ると大変なことになると。今日、この議会が終わりまして全員協議会が開かれますけど、その中でも説明があると思いますが、そういう崖崩れのブロックが広範に存在しているということが明らかになるとと思いますが、そのブロック

が崩れるだけではなくて、もっと深くから深層崩壊が起こる可能性があるのです。それがダム湖に滑り落ちたら大変危険なことになると思います。工事を続けてはいけないと思います。

第3問。私はダム中止を求めてきたわけですが、ダムが中止になっても、確約事項に基づく事業は実施してもらわなくては困るという立場です。ダム建設事業推進協定時の37項目、建設同意時の7項目の確約事項に基づく水特事業、水源基金事業については、「ダム完成時まで完了」という回答がしばしばあり、「完成時までとは」の問いには、「令和8年」という説明が度々ありました。したがって、我々は、令和8年までには全てのダム関連事業は終了するという理解でいました。ダム事業の延長にかかわらず、令和8年度までにもろもろの事業が予定どおり完了するよう要求べきだと思いますが、先ほど来、その一端は町長が明らかにしておりますが、改めて伺います。どうでしょうか。

企画ダム対策課長 町長にということでしたけれども、私のほうからお答えさせていただきます。

水特事業、基金事業については、現在進捗も進み、令和2年度末現在で、58.6%進んでおります。ダム建設事業の事業期間延伸の影響を受けないもの、例えば関連道路につきましては、やはりおっしゃるとおり、令和8年度までに完了できるよう、引き続き要求していく必要があると思っております。ただ、ダム本体掘削の残土により整備される公園、例えば川向公園などは、ダム本体工事の進捗に合わせて進めていくべきものであって、ダム建設事業の事業期間が延伸されると物理的に影響がありますので、令和8年度までには難しいかなと思っております。

したがって、ダム建設事業の事業期間が延伸された場合、全てを予定どおりに令和8年度に完了というわけにはいかないと考えております。今後の検討、精査の結果にもよりますけれども、場合によっては、ダム完成時期まで事業期間を延長するのが良い場合、例えば、今後、公園整備をするわけですが、時代の流れにあった公園とするためには、もう少し時間をかけてからでも間に合う事業もあると考えております。

以上です。

10 田中 そんな物わかりのいい態度を取っているからなめられるんです。やると約束をしたものはやってもらうと。今まで見てきたけどできないと思っていたよ、なんていうことを言うのはもってのほかであります。

第4問。推進協定時の37項目、建設同意時の7項目の確約事項と、その回答に基づき町民に示した事業遂行については町長は責任を持つべきだと考えます。

広域連合が行うことになった山村都市交流拠点施設の検討は作業が止まったと聞きます。水力発電の話は、ダムができないと不可能であると、先ほど来、繰り返されております。また、長期間のダム事業の後は、地域がいっそう衰退しているものと考えられます。こうした大幅遅延による状況変化に対応した新たな施策と、そのための設楽ダム特別基金などのさらなる財源が必要になると思われまます。もし、町としてダム事業への協力を継続するなら、延長によって生まれる水源地域の不利益や負担を解消するために、新たな、又は、追加の要請事項を検討する必要があると思うのですが、そうしたことの用意はあるか、質問します。

町長 この協定に至るまで、先人の皆さんが長い間真剣に向き合って、その上で決定された37項目の確約事項でありますので、大変重い物であると考えております。簡単に変更ができるとは思っておりませんけれども、おっしゃられるとおり、8年延びていきますので、時代に合っているかというところはしっかりと考えていきたいと思っています。その上で、国・県に対しまして必要なことはきちんと要求をしまいたいと思っています。

以上であります。

10 田中 現状維持をしていけばいいという立場ではなくて、これは、町長の立場ですよ、引き続き協力をしていくという立場であれば、この際、これだけの遅延をして認めてくださいと言うのですから、これは新しい条件を町長のほうから提示をしなければいけない、そう思います。これは、答弁されなくて結構です。

次に、「枯葉剤の成分、2・4・5 T剤が国有林に埋設されている問題について」質問します。

第1問。猛毒の枯葉剤の成分2・4・5 T剤——2・4・5トリクロロフェノキシ酢酸が町内の段戸山中に埋まっており、過去、何回か問題になってきました。この除草剤は全国の山林に埋まっていて、今回、林野庁が掘削・撤去を念頭に新たに調査を開始したと聞きます。全国46か所のうち、今年度中にまず4か所で現地調査や掘削方法の検討をしております。

2・4・5 T剤は、猛毒のダイオキシンを含む化学物質。ベトナム戦争で米軍が広範囲に散布した枯葉剤の原料として知られ、散布地ではがんや流産、皮膚疾患、先天性障害などが異常な頻度で発生しているようです。

2・4・5 T剤の有毒性、並びに、それが町内の山林に埋設されていることについて、どのような認識か、お尋ねします。

産業課長 貴重な御質問ありがとうございます。過去にも議会でいろいろな御質問があったと思います。過去の資料等で分かる範囲で、振り返るようですが、御説明させていただきます。

私どもの分かる範囲ですと、昭和 59 年 5 月 14 日に、愛媛県津島町で宇和島営林署が埋設していた 2・4・5 T 系除草剤が利用されたと……

(「早すぎ、次の質問」と呼ぶものあり)

産業課長 認識は、どの段階で認識されたかということではなくて、認識されているか、ということですね。

営林署から、そういった調査をしたという報告は今年受けています。

10 田中 すみません、私の早とちりかもしれませんが、まず、恐ろしい猛毒の除草剤が、段戸山中に埋もれている、これは大変なことだと思うんです。いろいろな報道でも度々話題になって、設楽町というのは怖い所だなど、あるいは、その下流にはダム湖ができるではないか、その水を飲むのかといろいろあるでしょ、そのことについてどんな危機感を持ってみえるのかということをついてお尋ねしたいわけです。

併せて、第 2 問をお尋ねします。

猛毒除草剤が設楽町の段戸山中に埋設されていることが社会的に明らかになったのは、昭和 59 年、1984 年ですね。同年の愛媛県津島町での 2・4・5 T 系剤流出事件がきっかけとなりました。

各地の営林署がスギ造林のため雑草を枯らす農薬としてこの除草剤を使用していましたが、昭和 46 年、1971 年に使用が禁止され、それと共に林野庁の指示で全国の国有林内に埋設処分されました。埋設が発覚して以来、当時の町議会——つまり、59 年ですね、で、度々その安全性が問題になり、議論になってきました。

以上のような経過で、有毒な 2・4・5 T 剤が設楽町の国有林内に埋設処分されることになったと理解していますが、そのとおりでよろしいでしょうか、説明を求めます。

産業課長 過去、先ほど言った、昭和 59 年 5 月 14 日に埋められていることが発覚し、発覚したのは、昭和 59 年 5 月 15 日に新聞報道されて、設楽町がおそらくそこで認識をしたという形だと思います。そこで直ちに保健所を通して県へどのような対応をしたらよろしいかということで、営林署と協議をして、そこから認識が始まって現在に至っておりますが。今現段階でどの程度かといいますと、先ほど言ったように、4 月に今はこういう状況で、全国の 4 か所をモデルにして、掘削処分する方向性を定め始めたという報告は受けています。

10 田中 だから、埋まっていることには心配ですということも一言付け加えていただくと、答弁としては完璧なんですけど。それは、当然そう思われていると思いますので省きます。

第 3 問。林野庁は、300 キロを上限に土と混ぜてコンクリートに練り込ん

だ上、埋設するよう各地に通達を出しました。ところが、通達違反がある地域が全国 46 か所の埋設地のうち 20 か所にも上るといわれています。300 キロを超える場合は、水系を変えて違う場所に分散するように指示がありました。段戸山においては 1,095 キロを 1 か所で処分しています。

掘削・取り出しについて、林野庁はこれまで、地中で保全管理することが適切として拒否していましたが、2020 年の熊本豪雨の際、熊本県芦北町の埋設地近くで土砂崩れが発生して、2・4・5 T 剤埋設が差し迫ったリスクであることが明らかになって、処理に向けての動きが出てきました。

設楽町にどれだけの量が埋設されているか。埋め立ての形状などはどうか。薬効の継続期間はどの程度か。今でも毒性が強いまま地下に埋められているのか。それから、定期点検は行っているか。以上の諸点について把握していることについて伺います。

産業課長 まず、令和 4 年 5 月 26 日に、営林署長さんと同席の上、現地を確認してきた際、点検は半年ごとで 2 回行っており、台風等異常気象等の臨時的な場合は別途行われていると。そういった形で、今までは異常がないという経過があります。

次に、周囲に有刺鉄線等を張り巡らしており、2～3 年に 1 回ごと、有刺鉄線も張り替えていると。

埋設されている薬剤は、土壤に吸着しやすい性質があるため、埋設後は安定しているのではないかということで、現在は認識しているという形です。

埋設場所については、人里から距離があり、尾根沿いの平坦な地盤で安定した箇所であったため、そこを選定をしたということだと思います。

以上です。

10 田中 土壤に吸着されているということは、漏れ出しているということですよ。大変なことではないですか。それから、1,000 キロを 1 か所に埋めたというのは違法性があると思うのですけれども、そのことについては、営林署長は触れていないのでしょうか。

産業課長 たしかに、基準どおりの埋め方をしているかどうかという点ですが、先ほど言った水系ごとに変えてという言葉は聞いていませんで、ちょっと次の質問になってしまうかもしれませんが、流出をした場合は、同じ系統ですので、やはり豊川水系のほうに流れていくのだらうと思われま。実際、300 キロごとに 3 か所に穴を開け、そこにコンクリート土壤で中和して入れて処理をしたという形で、たしかに計算上は、1,095 キロに対して 300 キロということですので、ちょっとオーバーしていますが、その点は営林

署としては問題ないのではないかと判断をされていたと聞いております。

以上です。

- 10 田中 今のお答えの中で、土壌に吸着されているというのは、埋めるときと一緒に、除草剤に混ぜた土に吸着されていると理解をすればいいのでしょうか。あるいは、私が早とちりだったかもしれませんが、もう土壌に吸着するという事は、漏れ出しているということなのか、どちらの理解でよろしいのでしょうか。

産業課長 土だけではなく、コンクリートも混ぜておりますので、コンクリートの塊にという理解であります。

以上です。

- 10 田中 そこら辺がやはり定かではないと思いました。それで、課長に先に答弁をしていただいたような感じなのですが、尾根に当たる部分に埋設された。埋設場所は、これはあまり具体的には言いたくありませんので、段戸山の南側のヘリポート跡地と、こういうことになります。標高 1,010 メートル。先ほど来、言っておりますように、大雨の大災害が起きて周囲で崖崩れが大規模に起こったという場合には当然流出しますよね、そして支流に沿って寒狭川に流れ込みます。したがって、設楽ダムの貯水湖に流入するわけです。それでよろしいですか。

産業課長 その可能性が高いという理解であります。災害が起きた場合、どういった崩れ方をするかというのは一概にははっきりしたことは言えませんが、豊川水系に流れ込む可能性のほうが高いかなという認識でいます。

- 10 田中 59年に発覚したときに、当時の議会と、当時の関谷町長が言ったのは、直ちに掘り出して撤去せよと、それを営林署に要求したようです。だけど、営林署は、かえって動かすと危ないということで、この対応はよく分かりませんが、そういう勢いだったのです。やっぱり町民の水源地、命を守るということ、健康を守るということは大事なことだったものですから、そういう対応をしました。

それで、第5問、ここが結論ですが。今、2・4・5 T剤を取り出した場合、高温で焼却・溶融することで処理できるというのが最近の知見です。ただし、掘削・取り出しの際に中身が流出・飛散する可能性がある。林野庁は安全な掘削の工法を検討するために、岐阜県、高知県、佐賀県、熊本県の4か所を抽出して調査し、全国のモデルケースとする構えです。林野庁は国会の答弁などで、取り出して再処分する方向を打ち出しておりますが、科学的に安全に取り出しができるかと現在なっておりますので、いち早く設楽町として手を挙げて、国に掘削や撤去を要求する考えはないかお尋ねします。

町長 私どもの町としましては、引き続き厳重に管理をしていただくことも含めて、早急に掘削・撤去をしていただくような要望をしてみたいと思っております。

10 田中 町長に明確に答えていただきました。

2021年11月からの4か所の調査の結果で言いますと、埋設状態と汚染状況の確認、掘削方法、周辺環境汚染防止策、作業員の安全衛生対策、処理施設への運搬方法、処理施設での処理方法、処理後の現地の健全性確認、いずれも「技術的に安全な撤去作業が可能」と結論付けられておりますので、ぜひ、町長の表明のように対応をしていただきたいと申し上げまして、私の質問は終わります。

議長 これで、田中邦利君の質問を終わります。

お諮りします。休憩をとりたいと思っておりますが御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。13時まで休憩といたします。

休憩 午前11時45分

再開 午後1時00分

議長 休憩前に引き続き会議を開きます。次に、2番、村松純次君の質問を許します。

2 村松 2番、村松純次です。議長のお許しをいただきましたので事前に通告いたしましたとおり、一括で質問いたします。

まず、初めにに誤字の訂正をお願いします。1行目の、人口ビジョンの人口の「工」を「口」という字に直してください。よろしくをお願いします。

緊張していますので、早速始めさせていただきたいと思っております。

まず、1件目。「若者移住定住促進のための施策拡充について」、お伺いいたします。

設楽町における少子高齢化は深刻で、人口ビジョンにも示されたように存亡にも関わる問題となっております。今では学校統合問題にも大きな影響を与えています。この課題を解決していくためには、移住定住対策の拡充による人口維持、その中でも特に子育て世代を含む若者の移住定住が重要となってくると思います。そこで設楽町の現在の施策が、若者の移住定住促進のためのものになっているかを伺いたいと思っております。

①町営住宅は町内に117戸あると伺っていますが、この町営住宅の現状を当局は把握しているのでしょうか。これら補助金が投入された住宅に関しては一定の入居資格や入居者に応じた家賃算出方法があり、この制約のため入居を断念しなければならない人たちがいることを御存じでしょうか。

例えば、津具のコーポ林は、単身 40 歳までとされています。この方がもし入居中に 40 歳を超えて、月収が 25 万 9,000 円を超える方は、退去後、町内のどこに入居可能なのか。また家賃算出方法により月の家賃が十数万円になり入居を断念される方、断念された方の中には町内勤務にもかかわらず新城など町外から通わざる得ない人たちがいること、こういった状況をどう捉えているかどうか。これに対して、どう対処していこうとしているのか。また古い住宅を更新し、若者の移住定住促進のため制約に縛られない町単独財源の新たな公営住宅を建設していく考えなどはないでしょうか。

②設楽町内における、町所有の空き地はいったいどのくらいあるのでしょうか。また、これらの空き地の活用状況と今後の活用計画や予定があるのであれば、教えていただきたい。

③「設楽町若者定住促進住宅補助金」は、若者定住の目玉施策であり、実際にこの補助金を活用して家を建てた若者も多く見られたと思いますが、補助上限額が 500 万円から 200 万円へ減額となった見直しの理由は何ですか。原案を再採用する考えや、代替えとなる案を検討する考えはあるのでしょうか。

続きまして、2 件目。「事故や災害による緊急事態の対応について」お伺いいたします。

近年、未曾有の災害や高齢者の事故、これらの災害や事故に伴う倒木等による長時間停電などが想定されます。そういった緊急事態時の対応や対策について、2 点ほど例を挙げて伺いたいと思います。

①数か月前、川向地区における交通事故により国道 257 号線の長時間通行止めがありました。この通行止めによる迂回車両の多くが津具地区に回ったため、通常の津具地区の交通量をはるかに超える交通量があったと伺っています。また、工事の関係で大型の工事車両も多く、通学の時間帯には非常に危険だったと伺っています。

このようなとき、突然交通量が増えるなどということは、ある程度想定できたと思いますが、学校側に注意喚起の一報を入れる等の対応は取っていたのでしょうか。

②田口地区も下水道の供用が開始され、全 3 地区となった下水道ですが、どの地区にも汚水を送るために圧送ポンプが何か所か設置されていると思います。冒頭でも述べたように、災害などによる長期停電時には当然排水を送ることができず、下流のポンプに近い家などでは、排水汚水の逆流などが予想されると思いますが、この場合の対応方法は想定しているのでしょうか。また、対応方法を想定しているのであれば、こういった方法なの

か教えていただきたいと思います。

以上、で1回目の質問を終わらせていただきたいと思います。

建設課長 私のほうからは、町営住宅についてお答えいたします。

設楽町の町営住宅には、普通住宅・特別住宅・特定優良賃貸住宅・担い手住宅の4種類があり、それぞれの法律等の基準に基づき、入居条件や家賃を設けています。収入制限につきましては、公営住宅法に基づき、普通住宅は月額21万4,000円以下、特別住宅は月額25万9,000円以下、特定優良賃貸住宅は月額48万7,000円以下の方が入居可能としています。ただし担い手住宅に関しましては、住宅設置の趣旨より収入制限は設けていません。

また家賃の設定については、公営住宅法及び特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律に基づき、建物の減価償却・扶養控除所得等の条件を基に算定をして家賃を設定しています。普通住宅では、月額1万4,700円から、特別住宅は月額1万2,700円から、特定優良賃貸住宅は月額5万円から、担い手住宅は月額2万円、一定となっております。

入居を希望される方の諸条件から入居を断念される方がいることも把握はしていますが、現状の入居の条件を外してしまいますと、本来、住宅に困っている方が町営住宅に入居できない事態も発生してしまいます。またコーポ林は単身住宅という設定ですので、40歳を超えると退去することになりますが、こうした条件を設定することで、次に待機をしている40歳以下の単身者の入居が可能となります。普通住宅の家賃設定では所得の収入超過で家賃が10万円を超えてしまう場合もありますが、これはあくまでも法律に基づくもととなっております。

普通住宅や特定優良賃貸住宅の入居条件や家賃設定は、法律に基づき設定をしていますので、町独自の設定は難しい面はあります。また特別住宅や担い手住宅は、公営住宅法等の基準を逸脱しない程度の家賃設定をしています。

そのような状況ですが、特定優良賃貸住宅では法改正により、入居条件の「世帯」を緩和して「単身者」でも入居できることができるようになります。また特別住宅の谷下住宅では、所得制限を外した5世帯分を用意していますので、基準では所得オーバーと判断される方でも入居することができます。

古い住宅につきまして、町単独費用での更新は財源的には厳しい面もありますが、公共施設等総合管理計画に基づき、整備を進めていきたいと考えています。町営住宅は全ての世代を対象とした住宅となりますので、若者の移住定住促進に限定した住宅整備も難しい局面もありますが、ニーズ

調査などの実施することにより住民の皆さんの意見や考えを聞き、より多くの方が満足のできる町営住宅を目指していきたいと考えております。

私からは、以上です。

総務課長 総務課から、町有地の空き地についてお答えさせていただきます。

空き地の数はどれくらいあるのかという御質問ですけれども、地目ですとか面積の大きさなど、様々なものがありますので、具体的に何か所というふうにお答えするのは難しいのですけれども。一般的には建物を建設したり、地区の人が集まってイベントができるくらいの面積と仮定いたしますと、公共施設を取り壊した後などの土地が考えられますので、そうした土地は、それほど多いわけではありません。過去には、移住定住施策の一環として、町有地——これはダムの移転地の用地を宅地分譲したこともありますけれども、現在では、設楽ダム建設工事事業所の事務用地ですとか、地元建設業者の資材置場、イベント会場といったものに貸し付けていることが多いのが状況です。

現時点において、具体的な活用計画、整備する計画のある町有地は現在ありません。今後、設楽町公共施設等総合管理計画を進めていく中では、除却する建物が若干増えてまいりますので、これらの跡地利用と合わせて、地区の皆さんの御意見、御要望を伺いながら、有効活用できるよう検討していきたいと考えております。

以上です。

企画ダム対策課長 私のほうからは、設楽町若者定住促進住宅補助金について、御説明させていただきます。

まず初めに、本制度の経緯について説明します。

当初、平成25年度から令和2年度までの8年間の時限的な施策として、補助金の上限額は、200万円として始めております。

次に、平成27年度に町の移住定住施策の一環として、特に若者の移住定住を進めるため、町内消費加算300万円——このとき、木材利用加算が150万円と、地域消費加算として150万円を上乗せして、上限額を500万円に引き上げ、平成28年度から令和2年度までの5年間の時限的措置に変更しました。現在は、時限的措置も終わり、令和3年度から補助金の上限額200万円を実施しております。

議員御質問の「補助上限額が500万円から200万円へ減額となった見直しの理由は何ですか」でありますけれども、300万円上乗せの時限的措置が終わり、現在の時限的措置前に戻したと御理解いただければと思います。

200万円から500万円になったときの当時の検討内容について、少し説明させていただきます。

1点目は、個人に対する金額が高いのでは、と話が出ました。町の予算のこともありましたので、要綱の期限までの時限的な施策として行っております。

2点目は、300万円増額分については、町費を投入することから町への経済効果を波及することが必要として、先ほど話しました町内消費加算としました。

3点目は、県住宅供給公社がダム水没者の移転地として整備した土地を町が購入した土地——先ほど、総務課長のほうから宅地分譲という話が出ましたけれども、その土地であります。平成25年度に要綱を作成して、一般用の住宅用地として分譲を始めましたけれども、なかなか購入希望者がいませんでした。そのため、住宅を建てるには土地が必要となることから、この住宅用地も若者の住宅用地にしたらどうかという意見がありまして、移住定住施策をとって、若者が取得するときは1坪1万円として宅地分譲を行いました。その結果は、11区画全て完売しました。そのときに本制度も利用されて住宅も建てられております。

こういったことを踏まえ、本制度の見直しを行いました。

まず、制度の継続について検討いたしました。この補助金の5年間の利用件数は、32件と利用がありまして、若い方がマイホームを持ちたいと思っていると分かりましたので、今後の移住定住施策として成果が見込めると判断して継続することにしました。事業期間は、令和6年度までですが、現在の移住定住施策の計画期間が令和6年度までですので、その期限に合わせております。

次に、制度内容についてですけれども、500万円の助成額を継続するか検討をしたときに、令和2年度で制度が終了するため駆け込みで家を建てた方もおりましたので、このことを考慮しまして、元々、時限的な施策でありましたので、200万円ということにいたしました。また、この補助金の財源として充てていました豊川水源基金の助成も令和2年度で終了となりましたので、事業が町単独事業となったこともあり、財政負担も大きくなることも減額の理由の1つです。

その他の内容変更ですけれども、5年間この制度を続けてきたわけですが、その中で単身者からの相談も多かったことから対象を拡大しました。従前の制度の対象は、「中学生以下の子どもを有する者又は配偶者を有し、その年齢が合計で80歳未満の者」でありましたが、そういった要望を受け、「又は年齢満40歳未満の者」を追加して、40歳未満の単身者も利用できるように要綱を改正し、補助金の対象者を拡充しております。

次に、もう1つの御質問の「原案を再採用する考え又は代替えとなる案

を検討する考えはないか」であります。現時点では、先ほどの質問の中でお答えしましたが、500万円の原案を再採用する考えは持っておりません。ただ、現在の移住定住施策の計画が令和6年度までで、令和7年度以降、改めて計画を策定するときに検討できるのではないかと考えております。現時点では、他の補助金など、ほかの施策を充実することで移住定住施策を進めてまいりたいと考えています。

これまで移住定住施策を進めて来て痛感しておりますのは、こういった施策の効果は、ある1つの補助金の額によって左右されるものではないということであります。住宅建築に係る補助金の額200万円の支給でも、全国でもトップクラスの助成であります。とは言え、人口減少に歯止めがかかったわけではありません。今後も住んでいる方、移住したい方の求めるニーズ、昨今、働き方も様変わりしております。世の中の状況を踏まえながら、既存の制度の見直し等を行って、包括的な若者の定住支援を展開していくつもりです。

以上です。

教育課長 私のほうからは、大きな質問の2つ目、事故や災害による緊急事態の対応について、の2つのうちの1つ目、緊急時の学校側の注意喚起についてお答えしたいと思います。

この事案は、今年1月7日の未明、午前1時過ぎなのですが、国道257号線の川向地内にて路面凍結により大型トラックが横転し、午後3時過ぎまで通行止めになったというものであります。実はこの日は折しも、小中学校の3学期始業式でした。この通行止めが通学に直接影響するのは設楽中学校1校でしたので、学校との対応ということで早朝6時前に学校側へ連絡しまして、学校判断としてまずは自宅待機に。その後、通行止めが午後に及ぶことが判明したため、終日臨時休校となりまして、結果として始業式は翌週、3連休明けの11日火曜日になったというところであります。大きな学校行事である始業式を、3連休を挟んで4日後へ先送りせざるを得ないということで、式典の運営はもちろんのこと、以降の授業等にも影響が生じまして、対応について幾度も連絡調整を行ったことを記憶しています。

さて、そうした当日の学校運営への影響について、それぞれの通学状況等に頭を巡らせて対応したつもりでしたけれども、議員のおっしゃられるように津具地区への迂回車両の増を見越した注意喚起までは、教育委員会事務局として配慮が及んでおりませんでした。今回、この御質問をいただきまして、これを踏まえて津具小学校及び津具中学校の各校長に当日の状況等について、遅まきながら確認を行いました。いずれも、大桑地区から

中心部を通らずに広域農道へ向かう、あるいはその逆ルート車両が多く、児童生徒への直接の影響が少なかったこともあるかもしれないが、と前置きをされた上でなのですが、スクールガードの方々もいることから特段の対策は取らなかった。それから、地域や保護者からの、不安や危険を感じた等の声は特に入ってきてはいない、とのことで、遅まきながらですが安堵したというところであります。

しかしそうしたことで気を抜くことなく、有事に限らず日頃からあらゆる可能性を想定して対処しなければならないと胸に刻みまして、意識を高く持って取り組んでまいりたいと思います。

以上であります。

生活課長 それでは、生活課から停電時のマンホールポンプについてお答えさせていただきます。

長期停電時の下水道及び農業集落排水のマンホールポンプにつきまして、マンホールポンプの設置されているマンホールは田口地区で7か所、津具地区で49か所、名倉地区で55か所あります。そのうち、マンホールに自家発電機を持っているのが、田口地区で2か所あります。そのほかのマンホールは、可搬式の発電機を3台用意しており、職員が順次マンホールを回り電源を供給する体制をつくっております。

また、ポンプによりましては、役場で用意している可搬の発電機では電圧が足りないポンプもありますので、発電電圧の高い発電機をレンタルして対応することもいたします。

また、広範囲にわたって停電の場合は、バキュームカーによるくみ取りで移送することも併用して対応してまいります。

以上でございます。

2村松 ありがとうございます。では、1つずつ、再質問をさせていただきます。

移住定住の②からお願いします。実は、津具地区において移住定住促進活動をされている津具どっこいの方の中で、若い子育て世帯の方から、住宅を建てたいのだけれども、宅地が見つからないので、どこかないかという相談を受けたそうです。また、先日行われた議員の懇談会の中でも、小さくていいので、子どもや親たちが集う公園のようなものがあつたらいいなという声も挙がっていたということもありまして、下津具の小学校の跡地だとか、清崎の貯木場跡地などの有効活用方法として、先ほど言われた、坪1万円で区画売りをして、11区画が完売ということもあつたとお伺いしましたので、そういった分譲住宅化して、若い人たちに与えていくというお考えはないでしょうか。

総務課長 分譲という話であります。ただいま例にもありました、下津具小学校の跡地、それから、清崎の貯木場跡地、そこを分譲地というのも1つの案だと思います。ただ、計画的な進め方が必要だと考えております。なかなか、虫食いのやっけていくのは難しいのかなど。そうなりますと、その土地の全体像を描いてやっけていく必要があるのかなど考えております。それをやらないというわけではありませんが、やる場合は、そういう段取りを取って進めていくべきと考えております。

以上です。

2村松 ありがとうございます。ぜひ、検討していただきたいと思います。

続きまして、緊急事態の②汚水ポンプのほうなのですけれども。実は昔、津具地区で長期停電がありまして、そのときにも送水ポンプの所で水があふれてしまったという事案があったと思うのですけれども、今言われたポンプの数とか手順だけで、きっとまた同じようなことになってしまうのではないかと心配があります。例えば、どこのポンプが一番流量が多いとか、順番にどのポンプを回って吸い上げていくのかとか、そういうものの検討がされているのかどうかということと、住民の方への、どうしても停電のときでも水道の水は出てしまうものですから、普通に使うと思うのですよね。そうすると、そういう場合に水を使わないようにという注意喚起だとかも必要になってきて、併せてやっけていかないと対応が難しいのではないと思うのです。そういった昔の事案だとか経験だとかいうものを、ぜひ役場全体で共有してもらって対応をしてもらえたらと思いますがどうですか。

生活課長 2点聞かれたかと思います。

1点目は、マンホールによってたまり方が違うので、把握をしているかということなのですけれども、今言われた、たまり方が違うというのは、例えば、1つのマンホールだと1件が接続をしていけば、1件分の流量しかありませんので、たまり方は遅いですし、処理場に近い方のマンホールは、何件分かが来ますので、たまり方が早いというのもありますし、それに比例して、1件でも使う所が多ければたまり方が早いということがございます。ですので、たまり方を見ながら適時、危ない所に発電機を用いてポンプを動かして稼働するという考え方で対応をする予定です。

それから、2点目に言われた、水道を使わないようにしてもらえば下水のほうが少ないのではないかと御意見をいただきましたので、本当に差し迫って対応ができない状況に陥るおそれがある場合は、そちらの、簡易水道の使用も控えていただくような施策を取っていきたいと思っております。

以上でございます。

2 村松 ありがとうございます。ぜひ、よろしくお願いします。

以上で終わりたいと思います。

町長 せっかく質問をいただきましたので、私からも少し答えさせていただきます。

住宅の問題、私も村松議員とたしか同じくらいの年齢のときに、この質問をしたことがあるなど思っ、思い出して今聞いておりました。

よくこの話を聞くわけでありませ、法律の中で補助をもらってやっていることありますので、なかなか致し方がない部分があると解釈をします。町単独の財源で建てれば何でもできるということありますけれども、それを仮にしても、今既に住宅を使われてみえる皆さんとの整合性をどう図っていくのかというのはきちんと考えてやらないといけないということだと思ひます。移住定住の方に特化してとか、若い子育て世帯の方に特化をしてこういうことをやると考えたときに、家賃を下げなくても、補助をすることもできるわけですが、将来、財政が10年後かなり厳しくなっていくという想定の中で、果たして、それをするを住民の皆さんが御理解をしていただけるかというところには、しっかりと注意をして進めたいと思ひておひます。

これから、住民懇談会をしてまいりますけれども、その折に、皆さんがそういったことを総意の中で、ある程度望んでいただけるということであれば、移住定住ですとか、若い人に特化した施策を考えてまいりたいと思ひますけど、今のところ、住民の皆さんがどう思ひてみえるのかというところをしっかりと見極めた上で、いろいろなことをやりたいと思ひておひます。

また、空き地の活用というのは、今課長が申し上げたとおりであります。ニーズがあればやっていきたいと思ひておひます。今、後期の総合計画の策定をしておひますけど、その中で、特に住宅、一戸建てということではなくてアパート形式というものに対してはニーズがあるというような答申がされておひますので、そこについては少し計画を立てて考えていくようにということをおひしておひます。

あと、停電のことありますけれども、いろいろな場面を考えていきたいと思ひておひます。停電になったときに発電機を持っていく、これに、使えるとか使えないとかいう話ではなく、これから町の公用車を整備するときには、少し高いですが、PHVだとかで、避難住宅のところで電源として使えるということも検討をして進めていきたいと思ひておひますのでよろしくおひします。

2 村松 ありがとうございます。ぜひ、よろしくお願ひします。また次回頑張り
ます。

議長 これでは、村松純次君の質問を終わります。

議長 日程第 6、報告第 8 号「令和 3 年度設楽町一般会計繰越明許費繰越計算書について」から日程第 8、報告第 10 号「令和 3 年度設楽町公共下水道特別会計繰越明許費繰越計算書について」までを一括して議題とします。本件について、趣旨説明を求めます。

副町長 それでは、報告第 8 号「令和 3 年度設楽町一般会計繰越明許費繰越計算書について」から、報告第 10 号「設楽町公共下水道特別会計繰越明許費繰越計算書」まで、一括で説明させていただきます。

令和 3 年度一般会計補正予算及び簡易水道と公共下水道の 2 つの特別会計補正予算に数回にわたり計上した「繰越明許費」につきましては、報告第 8 号から第 10 号までの別紙「繰越明許費繰越計算書」のとおり翌年度へ繰り越しましたので、「地方自治法施行令」第 146 条第 2 項の規定に基づき、議会へ報告するものであります。

それでは、最初に報告第 8 号「令和 3 年度設楽町一般会計繰越明許費繰越計算書について」を説明しますので、27 ページを御覧ください。

別紙計算書最上段の「ホームページリニューアル事業」以下の 18 事業につきましては、数度の補正予算に計上した繰越明許費上限額、4 億 7,238 万 6,000 円に対し、総額 4 億 4,059 万 6,000 円、率にして 93.27%を令和 4 年度に繰り越して執行するものです。ちなみに、対前年度比は、2 億 2,633 万 3,000 円の増額であります。

内訳としましては、「プレミアム付商品券臨時特別給付事業」を始めとする「新型コロナウイルス感染症対策事業」が 7 事業、総額 9,609 万 3,000 円で全体の約 22%を占めるほか、町道 3 路線の改良事業が 6,355 万円、町道 2 路線の維持修繕事業が 4,023 万 2,000 円、町道 3 か所の橋りょう修繕事業が 4,088 万 7,000 円、公共下水道特別会計繰出金 1 億 2,789 万円、簡易水道特別会計繰出金 1,774 万 9,000 円、そのほかの 6 事業 5,419 万 5,000 円でありまして、事業ごとの翌年度繰越額及び当該財源内訳につきましては、別表に記載のとおりであります。

続いて、報告第 9 号「令和 3 年度設楽町簡易水道特別会計繰越明許費繰越計算書について」を説明しますので、29 ページを御覧ください。

別紙計算書の上段は、県道和市清崎線改良工事に伴う仮設道の塩津橋水管橋の配水管移設工事であります。中段は清崎根ノ後地内の配水管更新工

事であります。下段は林道境川線への導水管布設工事として、繰越明許費上限額、1億6,900万円に対し、総額1億5,404万7,000円、率にして91.15%を、令和4年度に繰り越して執行するものであります。

その財源内訳については、県からの水道施設公共補償3,494万7,000円のほか、導水管布設工事に係るダム関連の水道施設公共補償8,929万8,000円と簡易水道運営基金及び一般会計繰入金2,980万2,000円の合算額が、1億5,404万7,000円となるものであります。

最後に、報告第10号「令和3年度設楽町公共下水道特別会計繰越明許費繰越計算書について」を説明しますので、31ページを御覧ください。

別紙計算書は、こちらの表には1件で載っていますが、5件の工事の合算額であります。管渠布設工事が3件、舗装復旧工事が1件、マンホールポンプ機械電気設備工事1件の工事として、繰越明許費上限額、2億4,826万6,000円に対し、総額2億2,280万円、率にして89.74%を令和4年度に繰り越して執行するものであります。

その財源は、国庫補助、社会資本整備総合交付金7,221万円を始め、下水道事業債650万円、分担金1,620万円、水特、過疎債など含めた、一般会計繰入金1億2,789万円であります。

説明については以上です。

議長 趣旨説明が終わりました。質疑は、1件ごとに行います。

議長 報告第8号の質疑を行います。質疑はありますか。

6 金田(敏) 27ページ上から2段目、総務費ダム湖周辺整備計画ですけれども、先ほどから言いましたとおりダム事業が8年延びるということで、その利用計画も大分考え方も変わるし、環境も変わるのではないかと思います。今、その辺をどのように考えているのか、お示し願います。

企画ダム対策課長 今御質問のありました令和3年度の繰り越したダム湖周辺整備事業の委託事業であります。今現在は、ダム湖の周辺整備を考えているわけですけれども、実証実験が遅れて開催をできませんでした。今の計画は、その開催を含め、ほかの事業と整合の結果を踏まえて、各3公園の事業の計画を立ててまいりたいと思っております。今のところ令和4年9月30日までの工期の延長とさせていただいております。

ちょっと違いますけれども、令和4年度もダム湖周辺事業を行っております。これとも多少関連してきますので、それとの整合性を含め、今後進めていきたいと思っておりますのでよろしく願います。

議長 ほかにございませんか。

5 今泉 商工費のプレミアム商品券のことについてお聞きしたいのですが。町民に対して6000円のプレミアム商品券を無料で配布すると聞いたのですが、

いつ頃配布して、そして、全町民のプレミアム商品券の発行はいつ頃になるかお聞きしたいと思います。

産業課長 繰越分につきましては、今、印刷製本費という形で委託を出しておりまして、各世帯への配布は7月半ばくらいからを考えています。

町民課長 商品券の全世帯の配布につきましては、町民課のほうで配布を行う予定で今準備を進めております。今回の6月補正の中に予算を盛り込んで皆さんにお認めいただけたらすぐに取り掛かるようにしていきたいと思っています。ただ、細かな日程等の細部は詰め切れていないのでこれからになりますけど、1日でも早く皆さんのお手元に届けられるように早く対応したいと思いますのでよろしくお願ひします。

議長 ほかにございませぬか。

10 田中 たくさん繰越があるのですけれども、これは当初予算に計上されたもの、補正予算に計上されたものというふうになっているのですが、当初予算に計上されたものと、補正予算に計上されたものをそれぞれ教えてほしいと思います。補正予算については第何号でやっているのか教えてください。

副町長 今、田中議員のおっしゃったことについて、明確な回答をすることが手持ちの資料ではできません。また後日、この一覧表、繰越計算書の表に備考欄を作りまして、そちらのほうにいつ補正したか、当初だったかをお配りしたいと思います。今のところこの議案書にも載せてありますとお配り、補正についてはどれがどれというのか分かりかねますが、例えば26ページですと、一般会計のほうですと、補正については第11号、第12号、第13号及び第14号の4回にわたって繰越明許をさせてもらったというのはこちらの資料に載っています。それがどの事業項目が何号だったかというのは、今手持ちがないので申し訳ありませんが、それは後日資料を作ってお配りさせてもらいたいと思いますのでよろしくお願ひします。

10 田中 私が知りたいのは、年度ぎりぎりになって計上されると翌年度に回さざるをえないという事態が出てくるのですけど、それがほとんどですかということです。当初予算で計上されていたものが繰越になるということは、これはですね、年度内に決めたものは年度内に消化していくというのが原則だと思うので、そこらへんがどうなっているのかということをお聞きたかったのですが、その点はどうでしょうか。

副町長 その点については、執行状況を管理していなかった私どもの責任もありますが、当初予算に上がっていたものについて繰り越しているものも何件かあります。上からホームページリニューアル事業ですとか、ダム湖周辺事業ですとか、調査事業もそうですが、当初にあつて年度内に執行がで

きなかったものもいくつかあります。そこは、年度内の執行管理がしっかりできていなくて、年度内に執行しなくてはならないところが繰越にってしまったものもありますので、それは、今後は気を付けていきたいと思えますので、申し訳ありませんでした。

7 金田(文) 当初予算に計上されていたのに執行できなかった原因については、究明されていますか。

副町長 当然、各補正予算の時に繰越明許する時には、各課からは繰越明許する理由をつけたものが上がってきておりますので、それなりの理由はついているわけですが、その中で、どうしても年度内にできなかったかとかというと、いろいろなやり方、関与の仕方、できたものも安易に繰越をしてしまったもの中にはありますので、そちらは今後気を付けたいと思えます。申し訳ありませんでした。

議長 ほかにございませんか。

(「ありません」の声あり)

議長 これで、質疑を終わります。

議長 報告第8号は終わりました。

議長 報告第9号の質疑を行います。質疑はありますか。

(「ありません」の声あり)

議長 質疑なしと認めます。

議長 これで、質疑を終わります。

議長 報告第9号は終わりました。

議長 報告第10号の質疑を行います。質疑はありますか。

(「ありません」の声あり)

議長 質疑なしと認めます。

議長 これで、質疑を終わります。

議長 報告第10号は終わりました。

議長 日程第9、議案第39号「委託契約の締結について」を議題とします。本案について、提案理由の説明を求めます。

副町長 議案第39号 委託契約の締結について(農業集落排水事業：機能強化対策)を説明しますので、資料の32ページを御覧ください。

本議案の令和4年度津具地区農業集落排水処理施設の改修に関する業務委託につきましては、県代行による委託事業ではあるものの、業務内容が地方自治法第96条第1項第5号の規定中「条例で定める契約」に係る「工事の請負」に当たると解釈することにより、農業集落排水事業「最適整備構想」5か年計画に基づき、本年度の施工量及び委託金額を愛知県と協議、調整した結果、委託金額を5,605万2,000円として、愛知県から委託申請が承認、5月11にされておりますので、「設楽町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例」第2条の5,000万円以上の契約により、本契約の締結に当り議会の議決を求めるものであります。

なお、委託事業の内容は、「最適整備構想」に基づく5か年計画により、老朽化した設備の更新を中心に、実施設計業務を始め、9か所の中継ポンプ機器更新工事、11か所の配電盤更新工事、12か所のマンホール内の水位計更新工事等に係る業務を愛知県へ委託する事業であります。

説明は、以上です。

議長 提案理由の説明が終わりました。

議案 第39号の質疑を行います。質疑はありませんか。

6 金田(敏) 34ページのところで伺います。中継ポンプが9か所とありまして、次のページにA3版で計画一般図画あります。ポンプ番号1番から52番まで、合計49のポンプマンホールの絵があるわけですが、更新される9か所とはどこのことを言うのですか。

生活課長 どの箇所かということですので、35ページの資料だとすごく小さくて見にくいので、恐れ入りますが、もう1枚めくっていただきまして、次のページの番号を見ていただきたいと思います。9か所でございますが、①②③④⑤、それから飛びまして、⑧⑨、それから大分飛びまして、⑩、飛びまして、⑮で9か所でございます。

以上です。

6 金田(敏) 次に、もう1回34ページのところの3、業務の目的というところでお伺います。津具地区農業集落排水老朽化に伴い、と云々ありまして、令和元年度から令和4年度の5か年計画で、耐用年数を超過した設備の更新とありますが、耐用年数を超過した設備をいまだに使っているのですか。

生活課長 経緯から説明させていただきます。津具地区の農業集落排水施設を整備したのが約20年前で、ポンプも20年前から設置しております。ポンプの標準耐久年数ですが、メーカーから15年とお聞きしております。今使っているかということですが、施設の維持管理更新につきましては、2通りの考え方があります。1つは壊れた都度交換する、これは経済的に一番安い方法だと思います。もう1つは計画的に決めて更新する方法があり

ます。設楽町では最適化構想を作成し、計画性をもってポンプの更新を進めております。それが先ほどから説明のありました5か年という計画でございます。

また、マンホールポンプ、この図で見ていただくと分かりますように、2台のポンプを設置しております。ですので、一方が故障したら一方で補助するという構造になっておりまして、そういう面でも壊れてすぐにどうのこうなるということではありませんので、計画をもって整備を進めていくという考えで進めております。

以上でございます。

6 金田(敏) 私の言いたいのはそういうことではなくて、耐用年数に近くなったから更新するというなら分かるのですよ。超過しているのに使っているというのは管理不足ではないかということをお尋ねしているのですが、その辺の考えはどうか。

生活課長 先ほどからの繰り返しになりますけど、壊れた都度交換すれば一番経費が安く済むと思います。始まった当初はマンホールポンプの更新補助金とかもありませんでしたので、そのような対応をしていましたが、平成29年頃からポンプの更新にも補助金が付きまして、その補助金を付けるためには、最適化構想を作成して計画的に整備すれば補助金が付くということになりましたので、その計画をもってポンプの更新をさせていただいております。

6 金田(敏) 下水のポンプマンホールというのは当たりまえに2つあるということは分かっています。2つとも同じ年代に付けているのですよ。だから、2つとも同じように耐用年数が来るわけです、同時に。これが一方壊れたらもう一方があるからいいよという考えだったらそれでいいですけども、先ほどの村松議員の一般質問ではないですけども、ポンプマンホールのポンプが止まってしまえば、1個のポンプマンホールが止まれば、上からどんどん来てしまうのですよ、お分かりだと思いますが。そうなったときにオーバーフローしてしまう可能性が十分出てくるのですよ。それを承知の上で壊れるまで待つて直すつもりですか。

生活課長 誤解があってはいけないと思いますので、説明させていただきたいのですが、このマンホールに付いている2台のポンプは、1台で設計数字が出るように設計されていまして、2台同時に回してようやく1つの性能ではございません。ですので、1台生きていれば動くということになっております。計画として耐用年数が過ぎる前に、それは経済性というか、そこまでお金をかけても維持していくということを方針として決めればそのとおりだと……

副町長 金田敏行議員が言われることがごもっともでございますが、耐用年数が来るまでに更新しておくのが望ましい形ですが、そういう形で単独町費で維持修繕で今までやってきました。かなり、1か所400万からする工事になりますので、単費ではなかなか厳しいということで、県と相談した時にこういう最適整備構想を計画立てれば国庫補助を受けて整備することを提案いただけだったので、そういうことで、本来ですと名倉地区が平成14年から、津具地区は平成15年からスタートしておりますので、本来名倉地区から整備しなければならないところなのですが、まず、取り掛かり津具地区のほうから、今のところ状況は、かなりトラブルが多いのが津具のほうだったものですから、津具のほうから整備させてもらって、今、随時また、名倉地区のほうも並行してやっていくような形で計画して進めておりますけれども、本来は耐用年数が来る前に更新するのが望ましいですが、そういうふうにはなかなかいかなかったものですから。町の財政的なことも含めて、こういう形で、国庫補助と県費補助を受けながら整備しているところでございますので、早急に整備更新を終わりたいと思いますのでよろしくお願いいたします。

2村松 35ページの地図なのですが、先ほどの言われた36ページ④番のポンプが記載されていないように見えるのですが。

生活課長 ④番のポンプにつきましては、いきさつは分かりませんが、ポンプとしては欠番でポンプとして存在していません。

2村松 意味がちょっとよく分からないのですが。今度変えるポンプのリストの中には、先ほど④番も……

生活課長 説明が悪くて申し訳ございません。36ページを見ていただきますとちょっと分かるかと思うのですが、④を見ていただくと、名称の下を見ていただきますとP5と書いてあると思います。ですので、P3からP4飛んでおりまして、ないのはP4というポンプです。④番はあります。ごめんなさい、分かりづらい説明で申し訳ありません。

議長 ほかにございませんか。

(「ありません」の声あり)

議長 ないようでありますので、これで、質疑を終わります。

議長 討論を行います。討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議長 討論なしと認めます。これで、討論を終わります。

議長 議案第39号の採決を行います。採決は、起立によって行います。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

議長 起立全員です。議案第39号は、原案のとおり可決されました。

議長 日程第 10、議案第 40 号「財産取得契約の締結について」を議題とします。
本案について、提案理由の説明を求めます。

副町長 議案第 40 号「財産取得契約の締結について」を説明しますので、38 ページを御覧ください。

消防ポンプ自動車購入事業について、車両の購入に係る契約の締結につきましては、「設楽町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例」第 3 条に規定する「予定価格 700 万円以上」の財産の取得に該当し、指名競争入札により財産の取得金額を 2,090 万円として、落札者の山佐産工株式会社と仮契約を 5 月 24 日に締結しましたので、本契約の締結に当り議会の議決を求めるものであります。

なお、入札の執行状況につきましては、5 月 23 日に 7 社による指名競争入札の結果、税抜 1,935 万 8,000 円の予定価格に対し、落札価格は税抜、1,900 万円で、その落札率は 98.15%でありました。

具体的な備品の内容は、資料 40 ページに記載するように、車種は日本消防検定協会の型式試験に合格した 3 トン級の消防ポンプ自動車専用シャシをベースにして、ABS 機能付きの四輪駆動、変速装置はオートマチックトランスミッションで、消防施設部分は低燃費かつ遠距離高圧放水が可能な A-2 級高圧 3 段タービンポンプ又は同等の最新式の国家検定に合格したなどの内容で発注したものであります。

説明は以上です。

議長 提案理由の説明が終わりました。

議案 第 40 号の質疑を行います。質疑はありませんか。

6 金田(敏) 40 ページをお願いいたします。購入目的のところで、設楽町消防団田口分団の太田口ポンプ車と本町ポンプ車が老朽化し放水できなくなったとありますが、本町ポンプ車はいつからできなかつたのですか。

総務課長 すみません。ちょっと年代がですね、本町の車両は、田口分団が県大会に出場した際に使用した車両で、それ以降の検査において更新したほうがいよと指摘を受けてなんとか使ってきました。令和 2 年度の性能検査で現場での使用が難しいと、いよいよ令和 2 年度に難しいと最終的な指摘を受けたものであります。

6 金田(敏) ということは、約 2 年間はポンプ車でありながら、ただの赤い車であったと、そういうことですね。これは、消防団のほうから何ら話がなかつたのですか。変えてくれとかいう、そういう話は。

総務課長 2 年度の性能検査で不具合がある、難しいよと、指摘を受けて、3

年度になって予算要求に挙げて、本年度の予算に上がったという流れです。

議長 ほかにございませんか。

7 金田(文) 2台廃車して1台買うことになっているのですけれども、太田口ポンプ車、本町ポンプ車それぞれ別の場所に配置されていたのかなと想像していますが、2台廃棄して1台というのはどういうこと。それで間に合うのですか。

総務課長 こういうパターン、今後も検討が必要になってくると思います。扱う人間も減っております。特に田口は、清嶺地区も名倉地区も津具地区も比較的大きな火災であれば応援でまず出るような場所になります。まず確実に1台は必要。確実に出れる体制を取りたいということで、人員的な問題もありますので2台を1台に集約して、これから運用を図っていくという考えであります。これは消防団とも調整済みであります。

議長 ほかにございませんか。

(「ありません」の声あり)

議長 これで、質疑を終わります。

議長 討論を行います。討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議長 議案第40号の採決をします。採決は、起立によって行います。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

[賛成者起立]

議長 起立全員です。議案第40号は、原案のとおり可決されました。

議長 日程第10、議案第41号「設楽町特定公共賃貸住宅条例の一部を改正する条例について」から日程第13、議案第43号「設楽町農林業担い手支援住宅条例の一部を改正する条例について」を一括議題といたします。本案について、提案理由の説明を求めます。

副町長 議案第41号から議案第43号について、一括で説明させていただきます。

3件の条例改正につきましては、いずれも「地方自治法」第96条第1項の規定により、別紙のとおり提出するものであります。

最初に、議案第41号「設楽町特定公共賃貸住宅条例の一部を改正する条例について」を説明しますので、41ページを御覧ください。

本条例改正につきましては2つの要因があり、1つ目は、「特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則」の一部改正において、同居親族

の要件が見直された事を受けて、勤務の状況等により親族等と同居する事が困難であると認められる単身者も入居可能とするための改正と、2つ目は、設楽町特定公共賃貸住宅条例では住宅での動物等の飼育は禁止していますが、障害者差別解消法に基づく対応について国——国土交通省からの通知を受けて、盲導犬等の身体障害者補助犬については、飼育を認める改正であります。なお、施行期日は、公布の日からであります。

続いて、議案第42号「設楽町町営住宅条例の一部を改正する条例について」を説明しますので、45ページを御覧ください。

本条例改正につきましては、設楽町特定公共賃貸住宅条例の一部改正同様に、設楽町町営住宅では住宅での動物等の飼育は禁止しておりますが、国からの通知により、近年の身体障害者への配慮の観点から、盲導犬等の身体障害者補助犬については、飼育を認める改正であります。なお、施行期日は、公布の日であります。

最後に、議案第43号「設楽町農林業担い手支援住宅条例の一部を改正する条例について」を説明しますので、50ページを御覧ください。

本条例改正につきましても、設楽町特定公共賃貸住宅条例の一部改正同様に、設楽町農林業担い手支援住宅条例では住宅での動物等の飼育は禁止しておりますが、国からの通知により、盲導犬等の身体障害者補助犬については、飼育を認める改正であります。なお、施行期日は、公布の日からとなります。なお、改正内容、詳細な内容につきましては、建設課長から説明させていただきます。

建設課長 私のほうからは、新旧対照表に基づいて説明させていただきます。

43ページの設楽町特定公共賃貸住宅条例の新旧対照表を御覧ください。第2条第4号では、特定有料賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則の一部改正する省令の施行等の通知により、入居資格要件としている同居親族に、里親に委託されている児童も親族として要件を満たすこととなったため、親族と第3条第4項イに規定する親族又は児童が追加となりました。また、第4条第5号では、同じく追加により、勤務の状況等により親族と同居することが困難であると認められる単身者の入居が可能となりました。第2項第2号では関連して親族を親族等と改めました。44ページを御覧ください。第20条及び第21条でも親族を親族等と改めました。第23条第6号では、住宅の明け渡し要件に犬を飼育している場合がありますが、障害者差別解消法の観点より、身体障害者補助犬は除くという除外規定を設けました。

続きまして、47ページ、設楽町町営住宅条例新旧対照表を御覧ください。第11条、12条及び第14条では、過年度の各種法改正等に伴い、条項、項

目等に整合性が取れていない箇所がありましたので、今回は併せて整備をさせていただきました。第 11 条では、条文中の公営住宅法施行規則を第 10 条から第 11 条へ。第 12 条では、条文中の公営住宅法施行規則を第 11 条から第 12 条へ。第 14 条では、条文中の公営住宅法施行規則の第 8 条から第 7 条へ改めさせていただきました。第 24 条の関係につきましては、町営住宅法では入居者の禁止事項に動物の飼育について明記がありませんでした。今回、特定賃貸住宅条例で、身体障害者補助犬を条文に整備することと併せまして、普通住宅に身体障害者補助犬は除くという形で、近隣に迷惑をかける動物の飼育を禁止いたしました。

続きまして、48 ページの第 35 条、36 条ですが、こちらも条項・項目等に整合性が取れていない箇所があったため、今回併せて整備をいたしました。35 条の上から 5 行目の令 11 条を、令 12 条に。同じく、36 条では、上から 7 行目、令 11 条を、令 12 条に修正をいたします。第 57 条 4 号では、特別住宅での禁止事項に、犬を飼育することが該当していましたが、障害者差別解消法の観点より身体障害者補助犬は除くという除外規定を設けました。

続きまして、52 ページ、設楽町担い手支援住宅条例新旧対照表を御覧ください。第 19 号第 2 号で、動物の飼育禁止事項が定められていましたが、同じく、障害者差別解消法の観点により、身体障害者補助犬は除くという除外規定を設けて、表現をほかの条例に合わせた条文といたしました。

私からは、以上です。

議長 提案理由の説明が終わりました。質疑は 1 件ごとに行います。

議案第 41 号「設楽町特定公共賃貸住宅条例の一部を改正する条例について」の質疑を行います。質疑はございませんか。

(「ありません」の声あり)

議長 質疑なしと認めます。これで、質疑を終わります。

議案第 41 号を、総務建設委員会に付託することに御異議ありませんか。

(異議なし)

議長 異議なしと認めます。議案第 41 号を、総務建設委員会に付託します。

議長 議案第 42 号「設楽町町営住宅条例の一部を改正する条例について」の質疑を行います。質疑はありますか。

(「ありません」の声あり)

議長 質疑なしと認めます。これで、質疑を終わります。

議案第 42 号を、総務建設委員会に付託することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。議案第 42 号を、総務建設委員会に付託します。

議長 議案第 43 号「設楽町農業担い手支援住宅条例の一部を改正する条例について」の質疑を行います。質疑はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議長 質疑なしと認めます。これで、質疑を終わります。

議案第 43 号を、総務建設委員会に付託することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。議案第 43 号を、総務建設委員会に付託します。

議長 日程第 14、議案第 44 号「設楽町国民保護協議会条例の一部を改正する条例について」を議題とします。本案について、提案理由の説明を求めます。

副町長 議案第 44 号「設楽町国民保護協議会条例の一部を改正する条例について」を説明します。53 ページを御覧ください。

本条例改正につきましては、「地方自治法」第 96 条第 1 項の規定により、別紙のとおり提出するものであります。

改正理由につきましては、まず、現状、国民保護協議会につきましては、「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律」に関連し組織するものであります。そして、災害対策基本法により設楽町防災会議が町民を守るために組織されています。両組織は共に重要な組織であります。現在、設楽町防災会議は委員定数が 20 人以内となっておりますが、国民保護協議会の委員定数は 10 人以内です。両組織の重要性は等しいことから、国民保護協議会についても、委員定数を設楽町防災会議と同様に 20 人以内に合わせるため条例の一部を改正するものであります。

具体的には、第 2 条の協議会の委員の定数を、20 人以内とし、施行日を「公布の日」として施行するものであります。

説明は以上です。

議長 提案理由の説明が終わりました。

議案第 44 号の質疑を行います。質疑はありませんか。

10 田中 国民保護法というのは、緊急武力事態に備えて国民を保護すると。各地域にその自治体ごとの協議会を作ることと理解しております。私の理解だと、戦争が起きた場合に国民が協力をしなければいけないというための法律で、その協議会だと思うのですが、防災会議という理解は、戦争とは

また別物で、風水害などに対して防災の観点からその対策を相談する協議会だと理解するのですが。防災会議と武力事態が同等の重みを持つというのはどういうことですか。

総務課長 特に同等という感じで捉えた根拠であります。いざ、有事の段階になりましたら、国のほうから警報が発令されて県を通じて町に流れてきて、それを町民の方にお知らせする、それからまた次の段階ですと、避難措置という段階に移ってまいります。防災会議のほうでも避難行動、避難所には非常に重きを置いておりますので、同じように町民に対して避難を促す、避難行動がスムーズにできるようにということを計画として定めていって、それを審議していただくのがこの協議会ということにもなりますので、同じ扱いでいきたいということでもあります。

10 田中 協議会が発令して緊急事態で避難を呼びかけた場合、それに従わない場合、罰則はありますよね。防災会議が避難をしてくださいと言って、それに従わない場合はどうなりますか。

総務課長 細かに法律を読み込んだわけではないのですが、従わない場合の罰則はないと思います。

10 田中 少し説明をしなければいけないのですけれども、武力攻撃事態法という罰則が適用されてくるのですね。防災会議のほうは、国民の自主的な行動を促すということと理解するのですが、要するに戦争になった場合を想定していると思うのですが、それに国民が協力するような体制を作ると。そのために委員を増やす、防災会議と同じ重みを持つというふうにしようとする動きではないかと、大変危険に感じるのですけれども、この国民保護協議会には、自衛隊の方が何人か含まれて計画を立てるとなっていると思うのですが、防災会議にはそういう軍人は含まれているのですか。

総務課長 防災会議にも自衛隊が1名、委員として参加をいただいております。

10 田中 10番、田中。

議長 4回目になりますけど。

10 田中 まとめです。

議長 特別に許します。10番田中君。

10 田中 これは、ますます危険だということがはっきりしましたので、ぜひ委員会で審議を慎重にしていきたいと思います。

以上です。

議長 ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 これで、質疑を終わります。

議案第44号を、総務建設委員会に付託することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。議案第 44 号を、総務建設委員会に付託します。

議長 日程第 15、議案第 45 号「令和 4 年度設楽町一般会計補正予算 (第 1 号)」及び日程第 16、議案第 46 号「令和 4 年度設楽町国民健康保険特別会計補正予算 (第 1 号)」を一括して議題とします。本案について、提案理由の説明を求めます。

副町長 それでは、議案第 45 号と議案第 46 号までを、一括で説明させていただきます。

最初に、議案第 45 号「令和 4 年度設楽町一般会計補正予算 (第 1 号)」について説明しますので、56 ページを御覧ください。

今回の補正予算は、歳入歳出それぞれ 8,290 万 8,000 円を追加し、予算総額を 61 億 1,173 万 7,000 円とするものであります。

第 2 条「地方債の補正」につきましては、59 ページの第 2 表「地方債補正」を御覧ください。この表に記載する過疎対策事業債につきましては、補正前と比較して、起債の上限額を 5,060 万円を増額するものであります。詳細につきましては、やすらぎの里施設改修事業の財源はコロナ臨時交付金に変更することによる減額であります。林道改良事業は、津具地区の林道小楨立線の事業採択が追加されたことによる増額であります。農業集落排水処理施設更新事業は、津具地区の最適整備構想に基づく整備費の財源として、公共下水道と簡易水道施設整備については、田口地区等での施設整備費の財源として追加するものであります。合計で 6,530 万円であります。

それでは、歳出のほうから説明しますので、70 ページ、71 ページをお開きください。

2 款総務費、1 項 5 目「企画費」は、WRC 関連事業について、6 目「移住定住推進費」は、空き家バンク事業について。いずれも、一般財源の一部を県補助金、元気な愛知市町村づくり補助金に財源更正するものであります。

3 款民生費、1 項 2 目「障害者福祉費」、12 節委託料は、障害者入浴サービス事業委託費が、当初は 1 名で積算しておりましたが、対象者が 1 名増える見込みが発生したため、増額補正するものであります。

5 目「やすらぎの里費」は、やすらぎの里大規模改修設計委託について、当初予算では起債及び一般財源を充てていましたが、コロナ臨時交付金事業に財源更正するものであります。

7目「国民健康保険費」、27節繰出金は、国民健康保険特別会計への繰出金33万円ですが、詳しくは特別会計のところで説明させていただきます。9目「新型コロナウイルス感染症対策費」の10節需用費224万1,000円は、消毒液や衛生用品等コロナ感染防止対策用品等の消耗品費の補正であります。

12節委託料367万4,000円は、2件の委託内容で、1つは、プレミアム付商品券関連で町民に1人1冊を配布する事務処理の一部として、プレミアム付商品券配布準備委託97万9,000円の委託を行うものです。

2つ目は、令和3年度も行った給付事業ですが、住民税非課税世帯等臨時特別給付金システム改修委託の269万5,000円は、この給付を行うためのシステム改修です。関連経費は全て国費であります。

18節負担金補助及び交付金1,840万円は、住民税非課税世帯等臨時特別給付金ですが、今回の対象者の条件は、令和4年度住民税均等割が非課税である世帯、若しくは、令和4年1月以降の家計急変世帯のうち、令和3年度に受給していない世帯が対象です。見込みとしては、非課税世帯が174世帯、家計急変世帯を10世帯を見込み、合計184世帯に各10万円を給付する予算を計上しております。関連経費は全て国費であります。

72ページ、73ページを御覧ください。

3款民生費、2項1目「児童福祉総務費」、12節委託料81万4,000円は、電算システム改修委託です。これも令和3年度も行った給付事業ですが、子育て世帯生活支援特別給付金を行うためのシステム改修です。

19節扶助費150万円は、子育て世帯生活支援特別給付金です。今回の対象者の条件は、令和4年4月の児童手当又は特別児童扶養手当の受給者で、令和4年度住民税均等割が非課税である子育て世帯、若しくは、高校生のみの養育世帯で、令和4年度住民税均等割が非課税である世帯や、直近で収入が減少した世帯が対象です。見込みとしては、10世帯、対象児童15人を見込み、児童1人に10万円を給付する予算を計上しております。国の事業としては1人5万円ですが、町独自で追加5万円を加算し、1人10万円の給付の補正であります。町独自の加算分は臨時交付金で対応するため、関連経費は全て国費であります。

2目「保育園費」、18節負担金補助及び交付金の、民間保育所措置費26万円は、物価高騰対策として給食費等の負担軽減を図るものです。公立保育園は歳入減で対応しますが、宝保育園はこの措置費の増額で対応します。関連経費は全て国費対応で、とりあえず今回は財源の確保ができたため支援するものであります。

74ページ、75ページを御覧ください。

4款衛生費、1項6目「簡易水道費」、及び5款農林水産業費、1項4目「農業集落排水費」と、2項3目「林道事業費」、14節工事請負費は、「地方債の補正」で説明したとおりであります。

6款商工費、1項1目「商工総務費」、12節委託料1,216万円は、プレミアム付商品券関連事務委託を行うもので、額面6,000円の商品券を5,000円で販売するもので、1万冊の印刷を予定しております。事務委託費内容は、換金手数料及び事務手数料とプレミアム1,000円分の補填であります。関連経費は国費と県費補助であります。

18節負担金補助及び交付金2,000万円は、事業者燃料費高騰負担軽減対応支援金として、原油価格高騰への支援として、町内事業者の負担軽減を目的として行うものであります。燃料の使用量により、最低1万円から10万円を上限に支援を予定しています。

76ページ、77ページを御覧ください。

5目「道の駅管理費」、14節工事請負費及び17節備品購入費の、687万5,000円は、今年度、アグリステーションなぐらの改修工事を予定していますが、設計書の精査の結果、備品購入に関する部分を、工事費から備品購入費に科目更正を行うものであります。

7款土木費、5項1目「公共下水道費」は、「地方債の補正」で説明したとおりであります。

8款消防費、1項1目「常設消防費」、10節需要費164万4,000円は、設楽分署の車庫シャッターの修繕です。シャッターに不具合が生じたため、現在、極力開け閉めの回数を少なくするように対応しているようですが、高価な機材等も配置しているため早急な修繕が必要であり、補正要求するものであります。

78ページ、79ページを御覧ください。

9款教育費、2項1目「小学校管理費」は、物価高騰対策として給食費の負担軽減を図る目的で、当初予算では小学校管理費に充当していた給食費の見込み分を、臨時交付金に財源更正するものです。関連経費は全て国費対応ですが、とりあえず今回は、財源の確保ができたため支援するものであります。

5項3目「学校給食調理場費」については、小学校管理費と同様の理由で財源更正するものであります。

4目「つぐグリーンプラザ費」、10節需用費161万5,000円は、今年度に入りグリーンプラザの空調設備に不具合が生じ、8月4日には愛知県知事をお呼びしての北設楽郡議員大会も当会場で予定しております。これから夏場を迎え早急な修繕が必要なため、補正要求するものであります。歳出

補正総額は、8,290万8,000円であります。

続きまして、歳入について説明しますので、説明書64、65ページをお開きください。

13款分担金及び負担金、2項2目「民生費負担金」、4節保育園費負担金の55万7,000円の減額は、町内3保育園の保育料について、コロナ禍の物価高騰等における保護者負担軽減を図る目的で、保育料、給食費を令和4年度6月から3月までの10か月間限定で、臨時交付金対応とし、無償化するものであります。宝保育園については、措置費のほうで対応させていただきます。

15款国庫支出金、1項1目「民生費国庫負担金」、3節児童福祉総務費負担金157万1,000円は、歳出の「子育て世帯生活支援特別給付金」に要する費用の財源として新規計上するものであります。国の事業としましては児童1人に5万円ですが、町独自で5万円の追加を給付します。追加の給付の財源は臨時交付金で対応いたします。

2項2目「民生費国庫補助金」、2節新型コロナウイルス感染症対策費補助金5,282万1,000円は、プレミアム付商品券関連予算、学校及び保育園の給食費等保護者負担軽減関連の予算、やすらぎの里大規模改修設計委託関連の予算、事業者燃料費高騰負担軽減対応支援関連の予算、子育て世帯生活支援特別給付金関連の一部の予算などの財源とするものであります。

6目「児童福祉総務費補助金」、2,114万2,000円は、子育て世帯等臨時特別支援事業費補助金という補助金名になっておりますが、歳出で説明した、住民税非課税世帯等臨時特別給付金関連の国庫補助金であります。

66、67ページを御覧ください。

16款県支出金、2項1目「総務費県補助金」、5節市町村振興事業費補助金600万円は、WRC関連事業の補助金500万円、空き家バンク関連事業の県補助金100万円を、元気な愛知市町村づくり補助金、チャレンジ枠と通常枠の県補助金を受けるものであります。

4目「農林水産業費県補助金」、5節林道事業費補助金1,110万円は、津具地区の林道小楨立線の事業採択が追加されたことによる林道改良事業の県補助金であります。

5目「商工費県補助金」、2節商工総務費補助金500万円は、プレミアム付商品券関連の県補助金です。補助金以外の財源は臨時交付金で予算計上するものであります。

19款繰入金、2項2目「財政調整基金繰入金」は、今回の補正歳出に係る一般財源5,834万6,000円の減額補正に、林道事業費、常設消防費、津具グリーンプラザ費の一般財源365万9,000円を加えた財源調整でありま

して、財政調整基金繰入金を5,468万7,000円減額する補正であります。

21款諸収入、4項3目「給食事業収入」1,008万1,000円は、歳出で説明したとおり、町内3保育園、5小学校、2中学校について、コロナ禍の物価高騰等における保護者負担軽減を図る目的で、給食費等を令和4年度6月から3月までの10か月間限定で、臨時交付金での措置として、無償化するため減額補正するものであります。歳出でも説明しましたが、宝保育園分も措置費で対応します。

68、69ページを御覧ください。

22款町債、2項2目「農林水産事業債」、4目「土木債」、6目「民生債」、7目「衛生債」は、「地方債の補正」で説明したとおりの理由で補正するものであります。

続いて、議案第46号「令和4年度設楽町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）」について説明します。81ページをを御覧ください。

今回の補正予算は、歳入歳出額にそれぞれ107万円追加し、予算総額を5億1,211万7,000円とするものであります。

歳出から説明しますので、90、91ページを御覧ください。

1款総務費、2項1目「賦課徴収費」の12節委託料33万円は、令和4年3月末の法改正により、受給者証や限度額認定証などの性別欄を削除するためのシステム改修委託費であります。国からの財政支援が予定されていますが、現時点では一般会計繰入金で補正要求するものであります。

6款諸支出金、1項4目「保険給付費等交付金償還金」の22節償還金、利子及び割引料74万円は、令和2年度特定健診等負担金分の特別交付金の返還が生じたことによる補正であります。歳出補正総額は、107万円です。

歳入につきましては、88、89ページを御覧ください。

6款繰入金、1項1目「一般会計繰入金」、3節職員給与等繰入金33万円は、歳出で説明したとおり、国民健康保険システム改修委託を行うため、国からの財政支援が予定されていますが、現時点では一般会計繰入金で補正要求するものであります。

2項1目「基金繰入金」、1節基金繰入金74万円は、歳出で説明したとおり、保険給付費等交付金償還金を受け処理するものであります。

説明は以上です。

議長 提案理由の説明が終わりました。質疑は、1件ごとに行います。

議長 議案第45号「令和4年度設楽町一般会計補正予算（第1号）」の質疑を行います。質疑はありませんか。

4 原田(直) 確認なのですが、設楽町は給食費は無料にしないという方向で今まで進んできたと理解をします。今回、コロナ禍で生活困窮という形で給食費が無料になったと。それはそれで仕方がないのかなと思いますけど、来年になったら給食費は取るという方向で間違いがないのか、その辺の確認をお願いしたいと思います。

教育長 これは、あくまで臨時的な措置です。国のほうの臨時交付金で、生活者支援に関する事業ということで、その中に、子育て世帯、家計急変学生生徒に対する給付金の給付とか、学校給食の負担軽減、子育て世帯に対する支援がメニュー立てされていますのでやりました。令和5年以降は今までどおり、給食費は徴収しますが、物価高騰分については、どうするかというのはこれから検討をします。

4 原田(直) そのとおりだと理解しますが、1回無くしたものを再度取るというのは非常に難しいと理解しますので、保護者には丁寧な説明をしていただきたいと思いますけど、いかがですか。

教育長 はい、もう、そういった通知を準備して、それを学校を通じて保護者の皆さんに御理解をいただくという準備はできております。

議長 ほかにございませんか。

(「ありません」の声あり)

議長 これで、質疑を終わります。

議案第45号を、所管ごとに分けて、総務建設委員会と文教厚生委員会に付託することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。議案第45号を、所管ごとに分けて、総務建設委員会と文教厚生委員会に付託いたします。

議長 議案第46号「令和4年度設楽町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)」の質疑を行います。質疑はありますか。

(なし)

議長 質疑なしと認めます。これで、質疑を終わります。

議案第46号を、文教厚生委員会に付託することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。議案第46号を、文教厚生委員会に付託いたします。

議長 以上で本日の日程は全て終了いたしました。本日はこれにて散会といたします。

散会 午後 14 時 52 分